

令和2年

南部町議会第1回定例会会議録

令和2年3月 9日 開会

令和2年3月23日 閉会

山梨県南部町議会

令和 2 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 9 日

令和2年南部町議会第1回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和2年3月9日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸報告

日 程 第 4 提出議題の報告

日 程 第 5 議案の上程・説明

議案第 1 号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定について

議案第 2 号 南部町附属機関設置条例の制定について

議案第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

議案第 4 号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第 5 号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 南部町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第 7 号 南部町奥山温泉条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 南部町青少年旅行村条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 峡南広域行政組合規約の変更について

議案第10号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第6号）

議案第11号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第12号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）

議案第13号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）

議案第15号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算
（第2号）

議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算

議案第18号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計予算

議案第19号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計予算

議案第20号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計予算

- 議案第 21 号 令和 2 年度南部町介護保険特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 2 年度南部町睦合財産区特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 2 年度南部町富沢財産区特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 2 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 2 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算

日 程 第 6 提出議案に対する質疑

- 議案第 1 号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 南部町附属機関設置条例の制定について
- 議案第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 南部町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 南部町奥山温泉条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 南部町青少年旅行村条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 峡南広域行政組合規約の変更について
- 議案第 10 号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 11 号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 12 号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 13 号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 14 号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 15 号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 16 号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 17 号 令和 2 年度南部町一般会計予算
- 議案第 18 号 令和 2 年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 19 号 令和 2 年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 2 年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 2 年度南部町介護保険特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 2 年度南部町睦合財産区特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 2 年度南部町富沢財産区特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 2 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 2 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算

日 程 第 7 提出議案の委員会付託

日 程 第 8 一般質問

日 程 第 9 山梨西部広域環境組合議会議員選挙

日程第10 議員派遣の件について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	木内 秀 樹	2番	遠 藤 高 芳
3番	高 橋 茂 広	4番	若 林 良 一
5番	望 月 光 彦	6番	小 泉 昇 一
7番	若 林 一 明	8番	市 川 強
9番	望 月 藤 一	10番	堀 之 内 可 和
11番	遠 藤 光 宣	12番	仲 亀 佳 定

5. 欠席議員(0名)

6. 会議録署名議員

3番	高 橋 茂 広	4番	若 林 良 一
----	---------	----	---------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

町 長	佐 野 和 広	教 育 長	芦 澤 和 彦
代 表 監 査 委 員	若 林 泰 文	参 与	望 月 一 弥
会 計 管 理 者 (兼) 出 納 室 長	望 月 浩	総 務 課 長	小 倉 弘 規
財 政 課 長	遠 藤 良 彦	企 画 課 長	望 月 一 希
税 務 課 長	佐 野 彰 紀	交 通 防 災 課 長	稲 葉 芳 幸
子 育 て 支 援 課 長	佐 野 勝	福祉保健課長(兼) 地域包括支援センター所長	佐 野 武 人
住 民 課 長	四 條 理 恵	産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	梶 原 猛
建 設 課 長	望 月 一 臣	水 道 環 境 課 長	渡 辺 雄 治
健康管理センター所長	仲 亀 哲 也	デイサービスセンター所長	青 木 正 和
アルファセンター所長	遠 藤 成	学校教育課長(兼) 学校給食共同調理場所長	市 川 隆
生涯学習課長(兼)公民館長・文化館長 兼 アレグリアスポーツセンター所長	木 内 一 哉	税 務 課 長 補 佐	渡 辺 基
建 設 課 課 長 補 佐	望 月 文 広	交 通 防 災 課 課 長 補 佐	若 林 安 彦

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議 会 事 務 局 長	滝 基 成
-------------	-------

開会 午前 9時30分

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の冬は記録的な暖冬により、格別厳しい冷え込みもなく、2月には時折、春を思わせるような陽気が続くなど、大変過ごしやすい季節となりました。

さて、日本国内における新型コロナウイルスの感染拡大が連日報道されている中、先週、政府は子どもたちの健康安全を第一に考え、小中学校や高校、特別支援学校における感染拡大防止のため、全国一斉に休校を要請、これを受け、町内の小中学校も春休みまでの間、臨時休校となっており、これまで経験のない状況が続いております。

今後、さらに感染拡大が懸念される状況であります。感染症対策としてさまざまな対応がなされておりますので、1日も早い終息を願うとともに、衛生管理に努めてまいりたいと思います。

山梨県でも、大変残念ですが、感染者が出てしまいましたが、十分皆さま、体にはお気を付けてください。

さて、本定例会には、10会計の令和2年度予算が町長から提出されております。

また、条例の制定および一部改正など重要な案件も提出されております。

議員各位におかれましては、十分かつ慎重にご審議いただけますようお願いを申し上げます。

それでは、第1回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和2年南部町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第1回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において3番 高橋茂広議員および4番 若林良一議員の両名を指名いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの17日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの17日間とすることに決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願・陳情についてであります。本定例会に付する請願・陳情等はありません。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年度会計に係る令和元年11月分、12月分、令和2年1月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（仲亀佳定君）

日程第5 議案第1号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定について

議案第2号 南部町附属機関設置条例の制定について

議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第4号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 南部町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 南部町奥山温泉条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 南部町青少年旅行村条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 峡南広域行政組合規約の変更について

議案第10号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第6号）

議案第11号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第12号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）

議案第13号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）

議案第15号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算

議案第18号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計予算

議案第19号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
議案第20号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計予算
議案第21号 令和2年度南部町介護保険特別会計予算
議案第22号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 令和2年度南部町睦合財産区特別会計予算
議案第24号 令和2年度南部町富沢財産区特別会計予算
議案第25号 令和2年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
議案第26号 令和2年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算

以上、26件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長から、行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

第1回定例会開催にあたり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第1回定例議会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会開催がされますことに心から感謝申し上げます。

さて、中国武漢から感染が広がりだした新型コロナウイルス、中国、日本以外の100を超える国と地域で多くの感染者が確認されています。日本国内でも広がりを見せ、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗客を含め、1千人規模の感染が確認されるなど、閉ざされた空間の中では驚異的な広がりとなってしまいました。

これまで、感染者が発生しなかった山梨県内でも、先週金曜日に1人目の感染者が確認され、土曜日には2人目と、感染拡大が懸念される状況となっております。今回のウィルスは、10年前の新型インフルエンザをしのぐ勢いで、世界を席卷しています。

現段階では、終息の兆しは出ていませんが、終息のない感染症はありませんので、住民の皆さまには落ち着いた行動をお願いしたいと思います。

そして、経済への影響も懸念されています。マスクはもちろんのこと、風評被害でトイレトーパー、紙おむつなどが不足しているほか、観光業やサービス業、製造業、小売業など、部品や食料品の輸入量が減少するなど、私たち消費者への影響も出ていますので、あらゆる情報を注意深く的確に確認してまいります。

また、自治体、民間を問わず、大規模なイベントや集会は、多くの主催者が中止や延期を決定しています。本町でも4月12日のたけのこまつりは、残念ながら中止することといたしました。

このほか、町としての新型コロナウイルス感染症対策として、今月2日に医療センターの市川医師を中心とした職員によるコロナ対策会議が設置され、第1回目の会議を開催いたしました。

山梨県医師会から提供された情報の確認、今後、実施が予定されている事業や施設の開設予定、予測される問題への対策、検討、現在備蓄されているマスクや消毒用アルコールの量や、活用計画など、想定される諸課題について、情報共有を図りました。

この対策会議は、当分の間、毎週月曜日に開催することとし、その間に緊急事態となった折には、すぐさま開催することなども確認しました。

集約された情報で住民の皆さまにお知らせすべきものは、町のホームページへ開設した、新型コロナウイルス感染症に関する情報の特設ページに掲載することとし、最新情報の提供に努めてまいります。

今、国政では、新年度予算案が衆議院を通過し、参議院で審議が続いています。過去最大の102兆円余りとなる予算案も年度内に成立しますが、非常事態ともいえる新型コロナウイルスのさらなる感染拡大に国家として備え、国民の命と暮らしを守るため、与野党を超えた審議が進むことを期待しております。

それでは、12月定例会から3月までの行政報告をいたします。

12月11日、行政改革推進委員会から答申をいただきました。平成15年の合併以来、常に行政改革に取り組み、これまで町政を進めてまいりました。職員が一丸となったこれまでの取り組みにより、一定の成果は上がっているものの、行政を取り巻く環境の変化は早く、常にその時代に即した対応が求められています。

このため、令和2年度から6年度までの新たな行政改革大綱を策定するにあたり、行政改革推進委員会を設置し、そのあり方について諮問いたしました。

渡辺拓雄会長を筆頭に、10名の委員の皆さまに、今後、南部町が取り組むべきことについてご審議いただき、答申をいただきました。

委員会のご提言を真摯に受け止め、さらなる住民サービスの向上と、持続可能な行政運営推進のための改革に積極的に取り組んでまいります。

12月12日、第17回目となるなんぶ健康会議を開催し、運動、食生活、医療のそれぞれの部会から、今年度の取り組み目標の進捗状況と、これからの目標について、報告がありました。

平成26年にスタートしたなんぶ健康会議も6年目を迎えました。目に見えにくい地道な活動ではありますが、町民の生活習慣の改善に向けて、一步一步着実に前進していることを実感いたします。

12月16日、12月26日、招集予定の臨時議会へ向けて、峡南衛生組合正副管理者会議があり、出席してまいりました。

12月24日、12回目となるごみ処理広域化推進協議会が、中巨摩広域行政組合で開催され、中央市浅利地区に建設が決定したことにより、その諸準備として浅利自治会との建設に関する基本協定、建設に伴う地域振興に関する協定の内容などのほか、組合業務を執行するために必要な条例、規則、規定などの素案も示され、確認作業を行いました。

これまで、多くの協議会を重ねて取り組んでまいりましたが、構成する11市町の議会で議決いただいた、山梨西部広域環境組合規約をもとに、12月1日から無事にスタートを切ることができました。

今期定例会では、組合議会の議員の選挙も予定されておりますが、人がそこに暮らす限り、避けることのできないものでありますので、引き続きご協力をお願いいたします。

12月25日、陸上自衛隊北富士駐屯地の佐々木部隊長が来庁され、今後、災害など、自衛隊の支援が必要な場合に、支援部隊の指揮を執ることになるとのことで、ごあいさつに見えられました。大変ありがたく、心強いお話でしたが、願わくは出動要請などをすることのない平穏な町でありたいものであります。

また、同日午後から、峡南広域行政組合臨時会が招集され、会計年度任用職員制度へ移行す

るための条例、人事院勧告に伴う人件費の補正予算などが付議され、組合議会議員の遠藤光宣副議長、高橋茂広議員ともども出席してまいりました。

12月26日、市町村総合事務組合議会臨時会を組合長として招集し、人事院勧告に伴う給与条例の改正について上程し、ご審議いただきました。

その後、峡南衛生組合での臨時議会が招集され、同じく人事院勧告に伴う給与条例の改正、人件費の補正予算が付議され、組合議会議員の若林一明議員、市川強議員と出席してまいりました。

1月6日、仕事初め式を仲亀議長も出席いただく中、執り行いました。令和2年の新春を迎え、職員それぞれが気持ちも新たに健康には十分留意する中で、1年間しっかりと仕事をするよう訓示いたしました。

翌1月7日、県町村会長として初めての新年を迎え、年間予定の打ち合わせ、山梨県町村会職員に新年のあいさつと訓示をしてまいりました。

1月8日、身延山久遠寺で南部警察署管内の交通安全祈願祭が執り行われました。あいにくの天気であったため、宝物館での式典に続き、パトカーなどの関係車両の安全運行を願い、本堂での安全祈願の読経とともに、僧侶による加持祈祷も荘厳な雰囲気の中で執り行われ、出席者一同で、今年1年の交通安全を願いました。

1月9日、ベルクラシック甲府で町村長、町村議長新年互礼会が開催され、初めての出席となった長崎知事のほか、大柴県議会議員、県幹部職員の皆さまと新年の互礼を交わすとともに、意見交換を行いました。

1月10日、南部シニアクラブの新年互礼会が山下荘で催され、仲亀議長とともに招待を受け、出席してまいりました。

1月11日、南部町成人式を文化ホールで開催し、72名の成人となった若者を祝福いたしました。

晴れやかで落ち着いた表情を見せる新成人の皆さまに、この雄大なふるさと南部で培われた感性と、人を思いやる心、そして果敢な行動力と勇気をもって、夢に向かって自らの道を切り開いて、素晴らしい大人になっていただけるよう、お祝いを申し上げます。

1月12日、南部町消防団恒例の出初め式を、アルカディア総合公園運動場で挙行いたしました。町を火災や災害から守るという崇高な使命を担う消防団員の勇姿に敬意を表するとともに、杉山光彦団長を先頭に、さらなる団員の士気高揚に期待するところであります。

1月13日、身延山年頭会と、新年祝賀宴にお招きいただき、出席してまいりました。

1月15日、16日、21日、22日、令和2年度当初予算の町長査定を行いました。新年度の予算は、昨年度は骨格予算として編成いたしましたので、一般会計で3億3,500万円多い、49億3,500万円を本定例会に上程させていただくことといたしました。

1月17日、県市長会、町村会合同で令和2年度の市町村法令外負担金審議会が自治会館で開催され、出席いたしました。負担金要望57団体と、1業務委託団体、2運営費交付団体について審議いたしました。今、各市町村とも持続的な行政サービスが提供できるよう、徹底した行財政改革に取り組んでいるところです。

そこで、各種団体に対しても、引き続き組織の簡素合理化や、経費の節約により、負担金の抑制を求めることとし、前年の額をもって限度とすることを審議方針として協議いたしました。

負担金総額では対前年度比145万3,400円縮減を図り、確定額といたしました。

また、その席上、罪を犯して身柄を釈放された方たちを更生の道に導くため支援している更生保護法人山梨以徳会から、来年度の施設全面建て替えに伴う資金支援の要請がありました。

県内市町村への支援要請額は総額1,500万円と大変高額なもので、山梨県へも同額の支援要請をしているとのことでしたが、現段階で県の状況も確認できないことや、大変重要な役割を担っているとはいえ、民間団体であることから、出席者から慎重に判断すべきとの意見が相次ぎ、6月の町村長会議で改めて協議することといたしました。

同日、町村長会議も開催され、会議冒頭には、山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、信玄公誕生500年記念事業実行委員会設立などについて、県の担当部局から施策説明を行われました。

協議事項としては、来年度の提案募集制度、令和3年度国、県の施策および予算に関する提案、要望運動などで、提案、要望については、実行運動の時期を前倒しすることで、翌年度の県予算へ繁栄させることが可能になることや、町村の個別事項の要望は、総務部理事が対応することなどを確認いたしました。引き続き、町村会正副会長、相談役会議を行いました。

午後からは、中央市に建設することが決定した新ごみ処理施設は、市川三郷町に隣接することから、10市町の首長が役場を訪問し、久保眞一町長へ協力要請を行いました。この日は朝から分刻みの日程に追われた1日でした。

1月23日、一般財団法人全国自治協会評議委員会が、東京都の全国町村会館で開催され、令和2年度の事業計画と予算について説明があり、原案どおり了承されました。

午後からは、全国町村職員生活協同組合総代会、全国都道府県町村会会長会議、都道府県町村会正副会長意見交換交流会が矢継ぎ早に開催されました。

全国都道府県町村会会長会議では、人口の動向、災害対策、長期債務残高、森林環境贈与税といった、地方行財政の課題、ICTを活用した学習環境、GIGAスクール構想の実現、第8期を迎える介護保険事業計画へ取り組む中、介護サービスの需要のさらなる増加、ニーズの多様化、現役世代の減少など、2040年問題に向けた介護保険制度の見直しなどについて、総務省、文部科学省、厚生労働省の各局長から政策の説明がありました。

会議では、令和2年度の予算事業計画の審議、来年度の会議予定などの報告がありました。

午後からの全国から172名が参加した都道府県町村会正副会長交流会では、私事ですが、冒頭3期就任となった全国町村長49名、退職町村長22名を代表して表彰状の授与をさせていただきました。

また、来賓としてみえられた黒田総務相事務次官からは、地方財政に関する予算確保の状況や、5G、IoT、AIの利活用促進策の積極的な取り組み、森林環境贈与税を前倒して増額することなど、地方に配慮した国家予算が計上されていることなどのお話がありました。

夕方からは、都道府県町村会正副会長意見交換交流会が開催され、副会長の望月幹也身延町長、渡辺喜久男富士河口湖町長と出席し、全国の町村会役員の皆さまとそれぞれの地方が抱える課題など、多岐にわたる情報交換をまいりました。

1月26日、17回目となる南部町駅伝マラソン大会が開催され、町内外から多くの方にご参加をいただきました。

今年は、インフルエンザの影響により中学生チームすべてが欠場するなどしましたが、駅伝には51チームが、マラソンには31名がエントリーし、健脚を競いました。

当日、朝までの雨により開催が危ぶまれる中ではありましたが、大会を運営された関係者の

皆さまにお礼を申し上げますとともに、来年はさらに多くの方々にご参加いただき、この大会が盛大になることを期待するところであります。

1月29日、各所属の課長職と、人事評価期末面談を行い、令和元年度事業の進捗結果や、業務上の課題、新年度へ向けての取り組むべきテーマなどについて聞き取りをいたしました。

これら年間を通じての人事評価が、今後人事異動、昇任、昇格、勤勉手当に反映されることになりますので、私としても真摯な態度で面談し、評価いたしました。

2月3日、恒例の身延山節分会にご招待いただきましたので、出席してまいりました。例年に比べ参拝者数は少なかったものの、福を求める善男、善女が詰めかける中、大相撲の浅香山親方、魁聖関、旭秀鵬関と年男、年女の皆さまとともに、福は内の掛け声に合わせ、豆まきをしてまいりました。

同日、石和温泉ホテルやまなみで開催された、市町村年金者連盟南部支部親睦会にお招きいただき、行政の大先輩の皆さまと親しく交流させていただきました。行政の重要性、まちづくりのあり方などをご教授いただき、大変意義のある一夜となりました。

2月5日、6日、山梨県町村長研修会が14町村長全員が参加する中、全国町村会館で開催され、出席いたしました。

初日は、NHKでワシントン支局長などを歴任し、現在、外交ジャーナリストとして活躍されている手嶋龍一氏から「激動の2020年の行方を読む米中衝突と日本の針路について」講義を受けました。イラン・イラク問題、日米関係、ロシア、中国外交など、幅広いテーマで本音のお話を伺うことができました。

また、園田学園女子大学教授の荒木香織氏からは、「ラグビー日本代表を変えた心の鍛え方」と題して、前回の2015年ラグビーワールドカップイングランド大会で南アフリカに勝利し、3勝を上げ大活躍した日本代表のメンタルサポートを担当した方で、エリージョーンズヘッドコーチの下、代表選手を心理面から強化していったお話は、私ども行政を預かる首長にも相通じるものが感じられました。

夜には、長崎知事、山梨県選出の国会議員の先生方6名との意見交換会を行いました。

翌6日には、開運なんでも鑑定団でおなじみの横浜ブリキのおもちゃ博物館館長の北原照久氏から「夢の実現、ツキの10カ条」と題して、夢は諦めないで思い続ければ、必ず実現することができるご自身の体験を交えながらの講義でした。夢も仕事も粘り強く諦めないで挑戦することが、どれほど必要であるかを学ばせていただきました。

同日午後には、第5回町村長会議が行われ、県からの宿泊税の施策説明、令和2年度の事業計画、予算などの審議を行い、2日間にわたって密度の濃い公務となりました。

2月7日、首長、医師、歯科医師、薬剤師など、医療関係者で構成されている峡南地域保健医療推進委員会が、南巨摩合同庁舎で開催され、県内地域ごとの医師の偏在を是正するための外来医療計画、来年度の峡南地域保健医療推進委員会での意見徴収、連絡調整事項について協議いたしました。

また、厚生労働省から再編統合の論議が必要と公表された飯富病院が圏域内にあることから、地域医療確保の重要性や、新型コロナウイルス感染症の現在の状況と、厚生労働省の対応などについても説明がありました。

2月10日、山梨県林業の担い手育成あり方検討委員会が防災新館で開催され、町村長を代表して出席してまいりました。

県内の木材需要は、2040年の推計では住宅用の製材用材は減少するものの、バイオマス発電需要によりチップ用材が増加し、需要は現在と同程度になるとのことでしたが、林業への新たな就業希望者は少なく、人材の確保という育成は容易でないことなど、林業振興のための課題解決に向けた取り組みを早急に進めていく必要があるとの説明でした。

本町の広大な森林も、その多くが伐期を迎えていることから、森林環境譲与税を有効活用して、人材育成に向けた取り組みを検討することが必要だと痛感をいたしました。

夜にはたけのこまつり実行委員会が開催され、本年のたけのこまつりは4月12日に実施することを決定いたしました。昨年は裏年ということもあり、出荷量も1.4トンと少なく、お越しいただいたお客さまにご不便をおかけいたしました。今年は秋以降の降水量も多く、表年になりますので、賑わいのあるたけのこまつりになることを大いに期待しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、先ほど申し上げましたとおり中止とすることを決断いたしました。

引き続き、最終区長会を開催いたしました。1年の早さを痛感するとともに、地域発展と行政支援にご尽力をいただいた区長の皆さまに感謝状を贈呈させていただきました。

2月12日、峡南保健所管内愛育連合会活動発表会が、本町の活性化センターで開催されました。恩師財団の母子愛育会は上皇陛下のご誕生を機に、昭和9年に設立されましたが、峡南地域では昭和40年に愛育連合会が設立されましたので、55年の長い歴史の中でたゆまずその時代が生み出す母子保健や、福祉の課題に取り組んでこられた会員の皆さまに、これまでのご労苦に対する感謝と併せて、歓迎のあいさつをさせていただきました。

2月13日、全国で初めての木質バイオガス化発電事業の起工式が執り行われ、出席いたしました。

株式会社長大から本町への発電事業提案は平成28年にありましたが、燃料となる木材の安定供給、建設予定地、これまでに国内で整備されることがない発電システムの国からの事業認定等々、道のりははるか遠いように感じましたが、関係者の3年に及ぶ熱意により、事業着手を迎えることができました。

年内の竣工を目指して、施設建設が進められることになりましたが、稼働した折には発電過程で生じた熱はスポーツセンターのプールへ無償提供され、温室をつくることで化石燃料の消費を抑え、環境対策に貢献することができます。

また、災害などによる停電時には、指定防災拠点のスポーツセンターに電力供給をしていただけますので、この発電事業が公民連携のモデルとなるよう、町としても全面的な支援をさせていただくとともに、大いに期待を寄せているところです。

2月18日、市町村総合事務組合定例会が自治会館で開催され、組合長として出席いたしました。会計年度任用職員制度に伴う条例改正のほか、令和元年度の補正予算、令和2年度の当初予算、最終処分場の整備に伴う法定外公共物の付け替え工事が完了したことによる財産を笛吹市に無償譲渡する案件などを審議いただきました。

2月20日、3月26日招集予定の3月定例議会へ向けて、提案する議案を協議するために峡南衛生組合正副管理者会議が開催され、出席いたしました。

2月21日、土地改良事業団体連合会理事会が自治会館で開催され、私も理事の1人として出席し、来年度の事業計画や予算などについて協議してまいりました。

2月25日、後期高齢者医療広域連合定例会が開催され、望月藤一議員とともに、私も副連

合長として出席いたしました。

すでに1千億円を超え、年々増加する医療会計の新年度予算や、保険料の負担上限額の引き上げ、軽減対策、滞納対策、など、広範囲に及ぶ議案について審議いただきました。

第1次ベビーブームの世代も、今、70歳を超え、間もなく後期医療者医療の被保険者となります。命と健康を守るための医療保険制度ではあるものの、保険料負担の公平性を維持しながらも、医療費の抑制を今後どのように図っていくのか、山積する課題解決のための工夫が急がれます。

2月26日、国民健康保険団体連合会総会が、甲府のホテルクラウンパレスで開催され出席した後、中巨摩広域行政組合で開催された山梨西部広域環境組合管理社会に出席いたしました。

今月30日には、組合の初議会も予定される中、12回開催したごみ処理広域化推進協議会の決算や、組合への構成市町からの職員派遣、初議会の日程、長い時間を要して成立にこぎつけた組合ということもあり、出席した11市町の首長も安堵の様子でありました。

2月28日、今年度の第3回南部町総合教育会議を開催いたしました。この日の議題は、次期南部町教育大綱について協議をする予定でしたが、前夜に総理大臣から3月2日から春休みに入るまで、全国の小学校、中学校、高等学校は臨時休校とするよう要請があったことから、その対応や、3月に予定されている各種団体の総会などの開催をどのようにするか協議することとなりました。

会議中には、県教育委員会から山梨県の対応方針が示され、総理の要請どおり休校を対応とすることの確認を行い、本町の小中学校の卒業式や、富河小学校と万沢小学校の閉校式のあり方について、方針の決定をいたしました。

総理大臣からの突然の要請は、日本医師会の横倉会長から、国民医療関係者が一体となって、ウィルスの拡大防止に努めていかなければならない。地域の感染状況に応じ、学校の臨時休校、春休みの前倒しを実施することなどの要望書が提出されたことにより、総理大臣が決断したとも言われておりますが、何よりも大事なことは、子どもたちの健康を守ってあげることですので、町といたしましても最大限の支援をすることと対応しているところであります。

3月には、交換少年野球大会を皮切りに、身体障害者福祉会総会、南部リズム会新年互礼会、遺族会総会、母子寡婦福祉会総会、富士川町町政施行10周年記念式典と、出席予定行事が目白押しでありましたが、新型コロナウィルスの影響により中止あるいは延期の措置が取られましたので、本日までの公務出席はございませんでした。

以上で、行政報告を終わります。

それでは、引き続き、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例議会への提出案件は、新設条例が2件、一部改正案が6件、峡南広域行政組合規約の変更1件、令和元年度補正予算が7件、令和2年度当初予算が10件で、合計26件であります。

議案集の1ページをお開きください。

議案第1号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定についてであります。私の職を補佐し、町の適正かつ効果的な行政運営を図るため、非常勤の特別職として、これまで参与を設置しておりましたが、労働者性が高いことから、常勤の特別職として秘書政策監を設置することとしたことに伴い、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

続いて、議案集の４ページ、議案第２号 南部町附属機関設置条例の制定についてであります。町長および教育委員会からの諮問に応じて、審査・調査および答申を行うための附属機関を設置する場合には、法律の規定があるものを除き、条例で定める必要があるためであります。

続いて、議案集の７ページ、議案第３号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に規定する会計年度任用職員制度が令和２年４月１日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続いて、議案集の１５ページ、議案第４号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院の給与勧告ならびに山梨県人事委員会給与勧告に鑑み、会計年度任用職員についても、同様の措置を講じることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続いて、議案集の１９ページ、議案第５号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。成年被後見人等の権利の制限に関わる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う、印鑑登録証明事務処理要領の改正および性的少数者への配慮の観点から、印鑑登録証明書の性別に関する条例を削除するには、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続いて、議案集の２１ページ、議案第６号 南部町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童・生徒の保護者が負担する給食費を免除することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、町民の子育てを支援することとしたことに伴い、本条例を改正する必要が生じたためであります。

続いて、議案集の２３ページ、議案第７号 南部町奥山温泉条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新たな指定管理者の下、奥山温泉の健全な経営を図るため、利用区分、利用料金の見直しを行ったことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続いて、議案集の２６ページ、議案第８号 南部町青少年旅行村条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新たな指定管理者の下、青少年旅行村の健全な経営を図るため、利用区分、利用料金の見直しを行ったことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続いて、議案集の２８ページ、議案第９号 峡南広域行政組合規約の変更についてであります。地方自治法第２８６条第１項の規定により、峡南広域行政組合規約を変更する場合の関係地方公共団体の協議は、同法第２９０条の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

続いて、議案第１０号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第６号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事業費の確定、見込み等の精査を行い、編成いたしました。

主な歳入は町税、地方交付税、国庫支出金が増額補正、地方消費税交付金、県支出金、町債の減額補正であります。

歳出は、国の補正予算に伴う学校情報環境整備事業費の計上や、将来の財政需要に備えるた

め、公共施設整備基金などへ積立を行います。

また、経費の削減や事業の確定による不用額等の減額調整予算となっており、老人保護措置費や、浄化槽設置整備事業費、なんぶの湯配管洗浄委託料など、見込みを下回った事業について減額いたします。

繰越明許費は、年度内の予算執行が完了できない見込みである4事業について、繰り越しをお願いするものであります。

また、地方債補正につきましては、新規事業に係る追加および各事業の確定に伴う変更を行うものです。

次に、議案第11号から議案第16号までの6特別会計補正予算につきましても、事業完了に伴う精算および実績見込みに伴う補正が主な内容であります。

続きまして、議案第17号から議案第26号までの当初予算10件について説明いたします。

最初に、議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算は、第2次南部町総合計画の着実な推進に向け、これまでの取り組みや成果を踏まえながら、福祉の向上はもとより、本町の未来に投資するとともに、財政の健全化に留意した予算といたしました。

一般会計の予算規模は49億3,500万円で、前年と比較して7.3%、3億3,500万円の増額となりました。

主な歳入ですが、町税が8億6,799万7千円、地方交付税が24億4,100万円、国、県支出金が4億9,159万5千円であります。

なお、町債発行額は6億780万円で、その内訳は過疎債が4億9,780万円、臨時財政対策費1億1千万円であります。

次に、歳出ですが、主な事業としまして、学校適正配置事業に伴う富沢小学校のプール改修工事費のほか、社会資本整備事業に伴う道路新設改良費、橋梁維持費や、公共施設等、総合管理事業費、林道橋梁点検委託料、消防施設費などを計上いたしました。

前年が骨格予算だったため、前年を上回る規模となりました。

このほか、9件の特別会計予算を提案しております。9会計の合計額は29億2,276万円で、対前年度比4.2%の増となりました。

以上で、提案説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲亀佳定君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号から第4号および議案第9について、小倉総務課長。

○総務課長（小倉弘規君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第5号について、四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第6号について、市川学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（市川隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第7号および議案第8号について、梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

次に、議案第10号から議案第26号について、遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤良彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（仲亀佳定君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時30分です。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（仲亀佳定君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第6 議案第1号から議案第26号までの26件について、順次質疑を行います。

なお、これらの議案については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

議案集の1ページをお開きください。

まず、議案第1号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

8番、市川。昨年、参与に指定するときに、今、参与の職が適当でないということなんですが、参与に指定するときにそれは条例というか、規約というか、それに適正であったのかということ。そして、あと給料を課長級に相当すると言ったんですが、課長級、上から下まで結構あるんですが、何等級、何号給に当たりますか。

以上、2点お願いします。

○議長（仲亀佳定君）

小倉総務課長。

○総務課長（小倉弘規君）

それでは、8番、市川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の昨年度の参与という条例との違いということで、当時は適正であったかということでもあります。

その当時、参与条例を制定した折については、地方公務員法の第3条第3項第3号の職の参与ということで、町長の助言をするということについては適正だということになっています。

ただ、今年度の地方公務員法の改正で、その職については非常勤ではなく、常勤としては不適正であるということで、今回、その法解釈が変わったことによって、この条例に切り替え、来年度4月1日から制定をし直します。今年度の法改正により、来年の4月1日から施行されるということです。それが1点目でございます。

次に、給料、第3条の関係だと思いますが、こちらにつきましては、職員給与条例別表2、一般行政職給料表の6級職、課長職の最上級の85号給を設定するということを考えております。

以上でございます。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集4ページをお開きください。

議案第2号 南部町附属機関設置条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集7ページをお開きください。

議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集15ページをお開きください。

議案第4号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

7番、若林。臨時職員が無くなって、会計年度任用職員になるわけですけど、この適用というのは、年齢とか、経験とか、そういうのを勘案して何号から始めて、次の年にいる場合には、昇給のようなことがあるかどうかお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

小倉総務課長。

○総務課長（小倉弘規君）

若林一明議員のご質問にお答えいたします。

まず、初任給ということになりますけど、こちらにつきましては、すべてそれぞれの給料表で1級という形からスタート、それから昇任・昇格の関係でありますけども、こちらについて

は条例が議決後、規則を制定する予定となっておりますが、今、規則のほうで考えているのは3年間は、いわゆる1年で、その方の当然勤務の評価、人事評価を行います。人事評価に基づいて良好であった場合は4号、4つ上がるということです。例えばこちらの16ページの行政職給料表、1号の14万6,100円の方が、4つ上がってまいりますので、15万600円ということで、4アップということになります。

ただ、こちらの場合は、会計年度任用職員という制度柄、契約期間が1年となっております。ただ、法律上再度の任用は妨げないというルールがありますので、どうやって再度の任用を妨げないかという、先ほど申し上げましたように、それぞれの人事評価によって、この職員については再度の任用が適正で、本人も再度の任用を望むということで、労使間合致した場合については、再度任用をすると、その場合については昇給もあり得るということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集19ページをお開きください。

議案第5号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集21ページをお開きください。

議案第6号 南部町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

10番、堀之内。この条例の改正については、町民の子育てを支援するということで、大変良い条例であると認識をしております。

2～3点、質問をいたします。

国や県の動向はいかがということ、それから保護者の所得区分等はないか。全体的に支援をしてくれるかどうか、それから町の負担額の増はどのくらいになるか、そして軽減について、国の支援等はあるかないか、そのへんをお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

市川学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（市川隆君）

堀之内議員のご質問にお答えをいたします。

まず、国や県の動向についてですが、全国の自治体におきまして、この給食費の無償化、あるいは全額補助金か、こういった動きは加速をしております。教育委員会としまして、無償化について、国、県の支援を求めるといような要望は出しておりますけれども、表面的な動きは一切まだありません。

それから保護者の所得制限等があるのかということに関しましては、一切ございませんで、すべての保護者を対象といたしております。

それと、国の補助、これも当然のことながらないということになります。

それから、いわゆる一般財源化の影響額でございますが、今年度、本来給食費として徴収をしていたとしますと、その影響額が1,996万7千円になります。

ちなみに、保護者以外、教職員から徴収する給食費の負担金は、現年度分が380万7千円となっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集23ページをお開きください。

議案第7号 南部町奥山温泉条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

8番、市川。宿泊が食事をしなければならないということなんですが、中には食事がいらないという人もいると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

8番、市川議員のご質問にお答えします。

今回、条例で素泊まりでなく1泊2食ということで、いらないというお客さんについては、とりあえず受付をしないということになります。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

5番、望月光彦議員。

○5番議員（望月光彦君）

5番、望月。宿泊の1泊2日のところ、6畳を使用した場合と、10畳を使用した場合の金額が載っているんですが、例えば6畳で2名入ったとしますと、8千円で、要するに10畳のほうが大部屋だから、金額的にはもっと安くなるのかなという感じはするんですが、このへんの人数と金額との割り振りが、どういう形でこういうものになっているのか。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

5番、望月議員のご質問にお答えします。

先ほど、説明の中で宿泊定員ということで、1人3.3平方メートル必要ということで、一応定員を設けております。10畳のほうが1千円高いということになっておりますが、もしも、

10畳で大人3名の申し込みがあった場合、今からホームページで1千円割引くということも考えているみたいです。そうしますと大人3人で10畳を使う場合には、1千円割引の8千円で泊まります。

大人2人、子ども1人の3人で10畳を使った場合は9千円ということで、このへんの細かい部分は県南グループのほうでいろいろ考えているそうです。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

8番、市川。3人以上が9千円になっていますよね。食事が入って、3人で9千円ということなんですか。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

ただいまの市川議員のご質問にお答えします。

1人分の料金です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑ありませんか。

5番、望月光彦議員。

○5番議員（望月光彦君）

5番、望月。今、検討しているという段階ですから、これについてとやかく言っでは、問題あるかと思うんですけど、例えばこの書き方が、10畳は3名から5名と書いてあって、要するに10畳に5名入った場合、1人2畳の計算ですよ。6畳のほうは2人というから、3畳まで使えるという計算なんです。これは厳密にいくとね。そうやって見ていったときに、9千円というのは、率的に5人入ったとしたら、こっちのほうが狭くて嫌だなという感じが非常にしてしまうので、誰が見てもあまり差がないような形の料金体系にしたほうがいいかなと思いましたので、検討してください。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集26ページをお開きください。

議案第8号 南部町青少年旅行村条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集28ページをお開きください。

議案第9号 峡南広域行政組合規約の変更について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第10号 令和元年南部町一般会計補正予算(第6号)についての質疑を行います。

質疑はすべての会計において、事項別明細書により行います。

はじめに、歳入13ページから22ページについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出25ページ、議会費から29ページ中段総務費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、29ページ下段民生費から34ページ下段衛生費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、35ページ上段農林水産業費から39ページ上段消防費まで質疑はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員(若林一明君)

7番、若林。36ページ、上段の南部町竹林整備事業費補助金が470万円減額になっております。

当初、確か500万円だと思ったんです。いろいろ産業振興課で聞いて、内容は分かっているんですけども、それでも30万円は使う形になっておりますが、その減額になった理由と、今後の見通しというか、進め方をお願いいたします。

○議長(仲亀佳定君)

梶原産業振興課長。

○産業振興課長(併) 農業委員会事務局長(梶原猛君)

7番、若林議員のご質問にお答えをします。

今年度、当初500万円ということで、計上をしてスタートしました。それで何でスタートが遅れたかと言いますと、森林環境譲与税が、果たして竹林整備で本当に適正かどうか、国民の税金を使って、この500万円の竹林整備をやっているのかというのも、県との協議でかなり回答を待っていました。それが11月下旬まで遅れました。やはり国の情勢、林野庁との協議等もありまして、最終的には11月下旬まで協議がかかってしまったということと併せて、補助金交付要綱というのを県と協議をしながら、どういう方法が一番正しい補助金交付要綱か検討しました。いろいろなケースを考える中で、1日いくらとやったほうがいいのか、そういう場合には、雨が降ったら半日にするのかとか、それを本当に8時間、1日丸々やったのかどうか、常に検証しなければいけないということで、1日単位の補助金はよくないと。だったら何本切ったかにしたらどうだということで、竹林を1本につきいくらと。これは県の要綱にもある金額単価を使って、とりあえず要綱のほうは整備をしました。

ということで、1月下旬にその要綱が最終的に固まって、いよいよ2月に入って、里山研究

会、そしてもう1つ大和ゴムのほうに声をかけまして、この時期に今から慌ててたくさんやると、また問題も起きた場合に困るということで、里山研究会1件、大和ゴム1件、それぞれモデルケースとして今年度やってもらえないかというお願いをしました。里山研究会は遠慮すると辞退され、大和ゴムのほうではモデルケースを1件やりましょうということで、現在、もうすでにモデル事業として1つ終わりました。

何で30万円だけ残したかというのは、補助金の上限を30万円にしましたので、上限を使い切るかどうか分からないけれども、500万円のうちの上限の30万円を残して、470万円の減額をしたということで、果たして今回の要綱に基づいた事業が、本当によかったのかどうか、今現在終わったばかりなものですから、今後検証をして、単価等も詰める中で、来年度4月1日から、町民、全戸に募集を掛けるということです。今、そういうモデルで試験的にやっているということでございます。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

7番、若林。その要綱の中に、やってもらう方は負担金を出すというような話を聞いておりますが、これまで何年かやってきた竹林整備は、ほとんど所有者の負担金はなかったわけですが、政策の継続性として、どう考えているか、負担金なしで町単でやれるかどうかということ、ちょっと検討したかどうか。

また、竹林整備検討委員会というのもあるんですけど、そのへんとの兼ね合いをお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

7番、若林議員のご質問にお答えをします。

以前は、国の交付金500万円、町が500万円で、1千万円で事業を展開したという中で3年間、これは本当は受益者負担というのを取ればよかったんですが、スタート時に取らないで、0円でやったという経緯がございます。

今後は、森林環境譲与税、国の税金を使って竹林整備を進めていく上で、受益者負担を取らないで、国民の税金をすべて投入するということは、これはかなり会計検査上問題があるという中で、負担金はいくらか取らなければいけないということです。まず最初に作った受益者負担、3分の1という設定の中で、例えば3万円かかった場合は、所有者から1万円もらい、2万円はその譲与税で対応するというので、今現在、試験的に3分の1で実施しました。

ただこれが、本当に受益者から3分の1でいいかどうかというのは、竹の本数と単価と掛けて、地権者の意見も聞きながら、そして4月1日から、町民が本当にやってもらえるような、負担率を考えなければいけないというのを総合して、最終的には今この場では分からないんですけど、3分の1が果たしてよかったのか、もうちょっと負担率を下げたほうがいいのかというのは、今後協議して、詰めていきたいと思っております。

○議長（仲亀佳定君）

5番、望月光彦議員。

○5 番議員（望月光彦君）

5 番、望月。今の関連でお聞きしたいんですけど、竹林整備をやりたいというのは、万沢地区でも今現在おまして、今まで無償でやってくれていたもので、そういう状況ならやりたいと。ただし、負担金を出すのであれば、竹の場所をきれいにというのは、やっぱりやりたくないというのが実態みたいです。

それで、今3分の1補助を出してもらってやるという形で、試験的にやったというんですけど、まずそのやってもらった人が1件いると思うので、その人は本当に負担金を出して、今回やってもらおうとしたのか、そこを確認したいです。

それから、先ほども一明議員が言っていましたように、竹林整備というのは、国の補助で全額出してくれてというのが今までの流れでした。今回はそれができないという話なんですけど、できないではなくて、その譲与税を使わず、町として補助していただきたい。今までも竹林整備を無償でやっているんだから、この1年違いだけで、得した人と、損をする人が出てくるわけです。

聞いても多分、金を出してまで竹林をきれいにする人は、いないと思います。自分が聞いた感じだと、金を出してまでやるのは嫌だと、やっぱり山が荒れて、竹林もいたるところで荒れているような状態があるんですから、町としてそこを3分の1を何とか捻出して、お金を出してあげて、もっと里山をきれいにするような形にしたらどうかと思います。それと、たけのこが南部町の名産品みたいな形で、うたっているわけですから、もう少し町としても竹林のほうに少し金をかけたらどうかと私は思うんですけど、そのへんを含めて検討していただけないでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今のご質問ですけど、最初の里山研究会でやっていただいたお金、あれは竹林のためではないんですよ。あれは、この地方の活性化のためにお金をいただきました。そのときに何をしようかと思ったときに、一番手っ取り早く町にとっていいのは、竹林だろうと、いろいろ災害とかあるから、それでやってみました。

今後ですけど、本来ならば私も力を入れて、もう少しお金を出したいんですけど、今、財源的なものがありますから、ちょっと待っていてください。そのためにいくつか、私は自主財源をつくりたいんです。それが1つには、先ほどちょっと言いました今度の木質バイオの関係が新聞に載っていましたが、竹林を切ることによって、それが少しでもお金になるとか、そういう形で将来的にはやっていきたいんです。

そんなことをご理解をいただければ、今すぐではないんですけど、当然私の頭の中には入っております。その前に譲与税とか云々は、そのための整備をしたり、そのへんに最初持って行きたいと思っているんです。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番、市川強議員。

○８番議員（市川強君）

８番、市川。３６ページ商工費です。１９節の負担金、交付及び補助金、６２８万４千円、プレミアム付商品券が使われないということで返ってきているんですが、この原因と、あと３月１日で使えなくなりまして、それはどのくらいの人が使っていないのか、残高ですね、お願いします。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

８番、市川議員のご質問にお答えします。

まず、６２８万４千円の減額ですが、これにつきましては、実際にプレミアム分ということで、８００万円予算を計上していました。今回、購入者があまりにも少ないということで、そのプレミアム分の６２８万４千円を減額したんですが、何枚売れたのかというのが、対象者が１，５２４人に対して、購入したのが３５０人。パーセントにすると２２．９７%ということで、何枚売れたかというのが１万７，１６０枚。ということで、この１万７，１６０枚のプレミアム分の１７１万６千円が、今回、予算として支出されたということです。８００万円のうちの１７１万６千円が支出、残りがすべて使うことができなかったということで減額をいたしました。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

８番、市川強議員。

○８番議員（市川強君）

購入した人が使われていない分があると思うのですが。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

現在、３月６日時点で、１万７，１６０枚が購入をされて、３月６日までに使った人は１万６，２０９枚ということで、率にすると９４．４６%使われています。

○議長（仲亀佳定君）

８番、市川強議員。

○８番議員（市川強君）

残りの使われていない残額、要するに購入した人が使っていない分があると思うんですよ。その金額を教えてください。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

現在使われていない未使用のプレミアム分は９万５，１００円です。使うのは２月２９日までで、商店にすでに行っていて、商店がその券を商工会に持ってきて、町が３月１０日までに返します。それはまだ数がいくつかは出ていませんけど、１１日以降になると、もうその引き換えもできないということで、かなりＦＭ告知でお知らせは何回も言っています。これで、使用期限は２９日までですよというのと、３月１０日までに各商店は商工会に持ってきて引き換

えをしてくださいと、かなりくどくお知らせはしています。

これが、それ以降になったら、交換はできないということになります。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、39ページ中段から、45ページの災害復旧費について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第10号についての、質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第11号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、11ページと15ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）について、25ページと29ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、まず、事業勘定43ページから48ページ、直営南部診療施設勘定、55ページと59ページ、直営万沢診療施設勘定69ページから73ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、83ページから92ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、101ページと105ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第2号）について、115ページと119ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第16号についての質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は1時からでございます。

よろしくお願いいたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（仲亀佳定君）

会議を再開いたします。

次に、別冊の令和2年度一般会計予算書をご用意ください。

議案第17号 令和2年南部町一般会計予算について、質疑を行います。

はじめに、歳入、第1款町税から第14款使用料及び手数料について、15ページから21ページ中段まで、質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

10番、堀之内。15ページでありますけれども町税の2項固定資産税、これが1,465万円、大きく減額になっておりますが、この説明をお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

10番、堀之内議員の質問に対して、お答えをさせていただきます。

固定資産税の減額の見込みでございますが、償却資産の対象物につきまして、新年度の増加分の見込みがまだ立たないため、従前の数値をもとに積算した結果、このような形で計上をさせていただくことになりました。

○議長（仲亀佳定君）

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

増加が見込めないということはどういうことですか。

○議長（仲亀佳定君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

新規に投資して、償却資産の対象になるというものにつきまして、把握しているものもございますけれども、事業の撤退とか、新規の資産の減免等を踏まえての数値でございます。

○議長（仲亀佳定君）

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

通常償却資産は、12月までの新規分を翌年に計上する。そして企業が撤退した場合には、それは必ず減額になると、その増減で数字は分かるのではないですか。

○議長（仲亀佳定君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

予算を出す前の段階と、あと大規模なものでございますけど、新規の企業立地導入の減免制度の適用がございまして、大規模な資本導入をして、資産が増加した分がございまして。それにつきましては、3年間の減免制度がある関係で減免を見込んだために、実体としては増加分がございすけれども、減額をする形で、従前のものの償却資産の償却減という見込みのものを踏まえての数値でございまして。

○議長（仲亀佳定君）

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

そうすると、大体分かりましたけれども、土地、家屋、償却資産、それぞれの増減はいくらになりますか。

予算額でいいです。予算書に書いてありますけれども、昨年に比べて減額が1,465万円ということですので、それぞれがいくらずつ減るか、減額の内訳を教えてください。

○議長（仲亀佳定君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野彰紀君）

償却資産につきましては、約1,540万円の減額でございまして。

土地、家屋につきましては、ほぼ同額でございまして。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第15款国庫支出金から第16款県支出金について、21ページ下段から27ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第17款財産収入から最後の第22款町債について、27ページ下段から34ページまで、質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

8番、市川。33ページ、5目商工費、1節観光費の中の補助事業ですが、たけのこまつりが去年660万円、あじさい祭りが60万円で、南部の火祭りの補助金が1,100万円でしたが、今年は1,900万円に増額されておりますが、その内訳をお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

8番、市川議員のご質問にお答えします。

ここでは町債ですけれども、なぜ800万円上がったかと、その点について説明をさせていた

だきます。８００万円増になったうちの６００万円、これは昨年賛助金をいただいて、花火を打ち上げる予定だったものです。今年、その賛助金をもらわないということで、花火を実施するための６００万円補助金増額しました。

あとの２００万円につきましては、昨年まで職員が富士川の川原を、すべて草刈りしていました。かなり重労働であり、職員が減っている中で、これは大変厳しいということで、今年度は２００万円、草刈りの委託料として計上させていただきました。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

８番、市川強議員。

○８番議員（市川強君）

その６００万円の賛助金をもらわないということなんですが、なぜもらわないんですか。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

８番、市川議員のご質問にお答えします。

昨年、賛助金をいただいております。しかし、花火は打ち上げることなく、中止ということになりました。その賛助金をどうしたのかということで、いろいろな経費に使わせていただきました。ただ、中止になった以上、また今年も同じようにもらおうということが、なかなかしづらいという考えのもとに、今回はその賛助金をもらわないという方針で、計上をさせていただきました。

○議長（仲亀佳定君）

８番、市川強議員。

○８番議員（市川強君）

再来年はもらうのですか。再来年の予定はどうですか。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

令和３年度の火祭りにつきましては、もらう予定でいます。

令和２年度だけは、賛助金はいただかないという予定です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第１款議会費から第２款総務費について、３５ページから５７ページ中段まで、質疑はありませんか。

８番、市川強議員。

○８番議員（市川強君）

８番、市川。４４ページの４目の企画費です。その中の１８節負担金、交付及び補助金です。その中の１番下に基幹業務システム共同化負担金７４９万２千円と、移住支援交付金１００万

円というのは、昨年ありませんが、この説明をお願いします。

○議長（仲亀佳定君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一希君）

市川議員のご質問にお答えします。

基幹業務システム共同化負担金というのは、実は昨年までは、総務費の中のコンピューターの共同処理に含まれておりました。この費用は、パッケージシステムと言いまして、税のシステム、国保、後期高齢者医療、介護保険等のシステムの住民基本台帳を基に事務処理をするためのシステムです。ですから、総務費のほうに入ってた部分が、今回、企画課のほうに分けて出すという形になります。

それから、移住支援交付金につきましては、県のまち・ひと・しごと創世事業の中の移住への支援金になります。今年度の途中から始まった制度で、要綱等をもとにやっている制度です。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

8番、市川。45ページの分庁舎費です。その中の12節の委託料、一番下の印刷機保守委託料、昨年24万7千円について。今年は102万6千円になっておりますがどうしてですか。

○議長（仲亀佳定君）

梶原産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（梶原猛君）

8番、市川議員のご質問にお答えします。

昨年、オルフィスという印刷機を新しくしました。1年目は保証期間という中で、保守料はかからなかった。2年目ということで、今度は保守委託料を契約したことに伴い、この増額になっております。

○議長（仲亀佳定君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費について57ページ中段から73ページ上段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費について、73ページ中段から80ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費について、80ページ下段から92ページ下段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費について、92ページ下段から99ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第8款消防費について、99ページ上段から102ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、102ページ下段から142ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費について、142ページ中段から143ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、令和2年度特別会計予算書をご用意ください。

議案第18号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

はじめに、歳入について、7ページと8ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

9ページから12ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計予算について質疑を行います。

27ページから31ページまで、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

はじめに、事業勘定の歳入について、47ページから52ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

53ページから62ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、73ページから79ページまで、歳入歳出一括で、質疑はあ

りませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、91ページから96ページまで、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和2年度南部町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

はじめに、歳入について、111ページから115ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

117ページから129ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、143ページから146ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 令和2年度南部町睦合財産区特別会計予算について、159ページと161ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 令和2年度南部町富沢財産区特別会計予算について、169ページから172ページまで、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 令和2年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について、179ページと181ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第25号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号 令和2年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算について、189ページと191ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第26号についての質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第7 提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第8 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、2回までですのでよろしくお願いをいたします。

なお、残り時間は、前方の右壁に表示されますので十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に、6番、小泉昇一議員の質問を許します。

小泉昇一議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

6番、小泉。通告のように、ただいまより2つの質問を行っていきます。

最初の質問は、「検討します」などの答弁は、実施期間を定めてもらいたいという質問です。

地方政治は国政と異なり、言うまでもなく町長と議会議員がそれぞれ別に住民から直接選ばれる二元代表制となっています。このことは、議院内閣制の国政とは異なり、考え方に相違はありますが、地方議会に与党と野党は存在しないという建前となっています。

二元性の一翼であります私たちに課せられた地方議会の役割は3つあると思います。

議案に対する議決、それに関する監視、いわゆる点検とチェック、そして政策提言であると、私は思います。

この間、行政施策や町民の生活環境などをすべての議員が一般質問の中で提言、提案をしてきました。

その答弁の中で、「検討します」「取り組みます」から実施・実行され、またされていない案件もありますが、その後、担当課長から口頭説明を受けても、明確に私たちの伝わりにくいのが現実であります。

町長、担当課長が前向きに「検討します」「取り組みます」などの答弁したすべての案件は、

3カ月、6カ月のどちらかに定め、速やかに書面をもって実施、実行内容を報告していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、小泉議員の最初の質問にお答えをいたします。

小泉議員がおっしゃるように、地方自治においては、国政における議院内閣制と違い、首長と議会は車の両輪に例えられることが多く、お互いにアクセルとブレーキ、両方の役割を担いながら、地方自治が運営されているともいわれております。

このようなことから、これまでの一般質問において、私に対する政策提言もたくさんいただいてまいりました。議員のご質問にあるように、これまで幾度となく、時期を明言しない形での答弁もありました。

このことは、その提言内容にもよりますが、費用対効果や住民生活への影響、優先順位としてはどうなのか、行政が取り組むべきものなのか等々、まさに検討すべきことが幾重にも重なる場合もあります。

今回のご提言も同様でありまして、一般質問があった事項で結論を答弁しなかったもの全てを、一定期間の後に、書面で経過を議会へ報告することを義務化するということになるわけですから、それはいかながなものかという思いもございます。

しかしながら、これまでの一般質問の中で、会期を異にして再度の質問に際し、それは既に結論が出ているといった場面もございましたので、結論の出た段階には、ご質問いただいた議員には、お話しすべきであったと感じたところもあります。

冒頭申し上げましたとおり、首長と議会は車の両輪のように、抑制と均衡を図りながら、自治体を運営することが望ましいと考えておりますので、ご質問にあるような、全て書面でというわけにはまいりませんが、結論を得たものにつきましては、その段階でお知らせをさせていただきます。

口頭では、伝わりにくい内容のものであれば、議会の求めに応じ、資料とともに担当課長を説明に伺わせます。

議員におかれましては、さまざまな懸案につきましては、町長室や、あるいは各所属を訪ねていただき、提案・提言された事項の、実現の可能性、あるいは進捗状況など、積極的な議員活動をしていただき、地方自治運営の一翼を担っていただくことで、より良い町政の実現を、共に目指してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、小泉昇一議員。

○6 番議員（小泉昇一君）

私たち議員もおためごかしで一般質問をしているわけではございません。やはり住民の、町民の声を耳にしながら、こういう質問をしてもらいたいという願いを託されて、この議場の中で発言をしてきております。その関係で発言をしたことは告知放送とか、議事録に残っております。その説明責任を果たすことから、できないものはできないで、私たちも理解と納得をするような答弁をしていただければ納得するんですが、やはり「検討します」「前向きに考えます」といった部分については、書面で残すことが当たり前のことだと思うし、また全国のある行政の中では、行政と議会が必要要綱を作成する中で、議員に一般質問の回答をしております。

合併する前の南部町では、区や地域の要望というものが、3月から4月にかけて、区長さんからまとめられて、行政に提出されるわけです。その中で保留とか、実行済みとかいうことは、すべて書面で渡されて、区民、また地域の人たちに理解と納得をしてもらうようにしております。

そのへんを含めて、ぜひ記録に残るように、書面でいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長

○町長（佐野和広君）

今、小泉議員の最後の言葉にありました。かつては書面で出したという話、今は各組長さんがおまして、毎回その年度に要望事項等に対しては、これは決定したもの、あるいは保留で時間を置きたいもの、それはすべて皆さんにお知らせをしております。ですからそこから先は、今度は区長さんが各住民に対して、この件はこうなったんだという、そういうお話をしていただければ、間違いなく伝わると思います。

今、町民への説明責任ということでもありますけれども、まさに小泉議員がおっしゃったように、告知放送、あるいは会議録などのほか、議会だより、本会議の傍聴、委員会の傍聴、会議録のウェブへの掲載など、議会の議決や運営については、常に情報公開がされておりますので、審議などにおける論点や争点の説明責任は果たされているのではないかと考えております。

その過程の中で「実施します」「取り組みます」など、その後の結論がどのようになったか分かりにくい。そのことのみをもって説明責任が果たされていないなどとはとらえておりません。

住民自治を実現するための二元代表制の機関の1つである議会が、多様な町民の意思を反映させるため、執行部と議論を重ねて、町としての統一的意思に達することこそが、それぞれの役割であり、説明責任を果たしたことになるのではないのでしょうか。

また、議会等で「検討します」などの答弁について、いくつかの自治体で議員や議会が追跡調査をし、公表することにより、説明責任を果たすことを目的とした要綱などが制定されておりますが、これは議会自らが執行部である首長と協議する中で制定されたものと承知しているところです。

本町議会においても、議会改革の一環として、同様な要綱等の制定に向けて、調査・検討することであれば、同じ協議のテーブルに着かせていただきたいと思います。

ただし、よく見ますと、実はそういう形をとることによって、相当な労力と勉強が必要になります。ですからそのへんのことをしっかりと踏まえた上で、そういうご提案をなさるのであれば、また今言ったように、私もそういうテーブルに着かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

非常に前向きで、これからの可能性を秘めた答弁だったと思います。そのことを含めて、お願いしながら、私の1つ目の質問を終わっていきたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

それでは、2つ目の質問に入ります。

猫の多頭飼育の不妊治療の獣医への謝礼捻出の考慮についてということです。

ペットの多頭飼育の迷惑対策について発言していきたいと思います。

ご案内のように、動物愛護法は昭和48年に施行された法律です。

主な内容として、動物の虐待と適正飼育の防止から、折々の時代背景を鑑みて、昨年も6月に一部が改正され、今日に至っております。

毎年9月20日から9月26日を愛護週間と定め、動物愛護意識の高揚を図っています。

基本原則としては、すべての動物が命あることを認識し、人間と動物がともに生きていける社会を目指すことが、この法律で定められています。

愛護動物をみだりに殺傷した場合は2年以下の懲役、もしくは200万円以下の罰金に処され、また虐待を行ったものは100万円以下の罰金、さらには遺棄した人も同じく100万円以下の罰金に処され、これを厳守するように縛られています。

そこで、南部町においても行政窓口には猫の多頭飼育による苦情や、対策要望が寄せられていることから、告知放送でも喚起を促していると思います。担当課の職員の皆さんも、飼い主さんとの折衝で苦慮されていることを耳にします。

人口減少時代の中で、すべての町民が穏やかに、命あるものと共存していくために、飼い主も猫の習性を十分に理解し、他人に迷惑をかけない努力をし、行政が行政枠の動物基金を申請して、不妊手術を実施させる方向を早急に拡大してもらいたいと思います。

また、既に神奈川県在住の獣医さんが、職員も立ち会って案内する状況の中で、数十匹の不妊治療が実施されています。しかしあくまでもボランティアのため、行政枠のどうぶつ基金からは、わざわざ神奈川県から山梨県南部町に訪れて、その不妊手術をするための交通費、さらには時間が長引く中での食事代、また夜遅く帰る中で、できれば泊まって次の日にも不妊手術をしてもらいたいという宿泊費は、捻出をされていません。1日にあるときには40匹から50匹の処置をしてくださる獣医さんに、その交通費と食事代、宿泊費の捻出をして、その問題解決の方向で検討されることをよろしくお願いいたします。

○議長（仲亀佳定君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいまの質問にお答えいたします。

小泉議員が質問の中で発言されたとおり、一般に動物愛護法といわれている動物の愛護及び管理に関する法律は、動物に対する虐待防止、適正な取り扱い、健康・安全の保持に関することなどを定め、人と動物の共生する社会の実現を図っております。

しかし、本町でも動物に関する苦情は寄せられており、特に大変多いんですが、中でも猫の多頭飼育に関する苦情は多く、担当課でも飼い主への指導など地道な活動をしておりますが、直接的な解決は難しく頭を悩ませております。議員がご質問の動物の不妊手術について担当課に確認したところ、本町でも既に県庁の猫対策でご協力をいただいた笛吹市の動物愛護ボランティア団体のご協力を得て、多頭飼育のご家庭へお伺いし、飼い主のご理解を得た上で、不妊手術を行う取り組みを本年度初めて行いました。

これまでの実績は、2カ所で約60匹の猫の不妊手術を行ったそうです。また、ご質問のどうぶつ基金の行政枠については、飼い主のいない動物に対して、基金を利用し、無料で不妊手術を行える枠のことであり、担当課も同ボランティア団体からお聞きし、昨年中に行政登録を試みましたが、既に今年度事業の見込み数に達していたため、野良猫に対応する行政枠の申し込みに至らなかった旨の報告を受けました。来年度は当初より行政登録を行い行政枠の確保を行いたいと考えております。

次のご質問の獣医さんへの食事、宿泊費用等の検討についての考えであります。今後も同ボランティア団体のご協力を得ながら動物の多頭飼育問題へ取り組んでいく必要があります。

本町としましても、行政が協力できることを協議しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

再質問ではございませんが、ただいま、町長から協力できることを協議しながら検討していくという、前向きな答弁をいただきました。

ご案内の中にもありましたように、笛吹市の動物愛護団体アーリーキャッツさんの耳には届いているようです。ある町民が川に猫を沈めた、流した、また井出の山中へ遺棄したと、そんなことを情報も掴んでいるようです。それが現実なものとなって訴えられたら、本当に迷惑している町民も悲惨な目にも遭うだろうし、ぜひ10万円、20万円も捻出をしろと言っているわけではございませんので、食事代、交通費、宿泊代を捻出していただいて、お互いが刺したり刺されない人間関係を築いていく上にも、ぜひ前向きな姿勢をもって考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、小泉昇一議員の一般質問を終了いたします。

次に、7番、若林一明議員の質問を許します。

若林一明議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

2問ほど質問をさせていただきます。

まず、第1点はごみの不法投棄防止についてでございます。

私が住む楮根のところにあります、町道楮根アルカディア線は、現在最も通行量の多い町道ではないかと思っております。町民の方の利用が、路線内容からいって、一番多いと思います。まさに建設してよかったと思われる町道であります。

さて私は、何年か前にこの町道を使って、ウォーキングをし、ついにごみ袋を持って、空き缶やペットボトルなどのごみを拾ったりしていました。最近、また利用するようになって、ごみの不法投棄が多いことを実感しました。

空き缶、空き瓶、ペットボトル、弁当殻、たばこの空き箱、吸い殻、まさにあらゆるごみであります。

不法投棄の看板も町が造ってくれたと思います。またどなたかが赤い鳥居を立てて、不心得者に注意喚起をしているようであります。しかし、一向に不法投棄は止まない状況であります。

特にガードレール区間にたくさんのごみが落ちております。また盛土法面のところにも多いわけですが、そのところは春の草の時期には隠れてしまって見えません。急な斜面は下までごみが転がっていき、下の森林内にたまっているのが現状でございます。

ごみゼロの日には集落近くの町道はきれいにしますが、全線を清掃できません。ついては、不法投棄防止のために、3つほど提案をさせていただきます。

1つは、モラル向上のためのキャンペーンを引き続き行い、広報に実情写真を掲載するとか、看板を立てるとか、そういう方策を取ることです。

1つは、ガードレール区間に、簡単なものでもいいから、高さ1.5メートル程度のネットを張ってもらうことです。物理的な抑制力です。高速道路では行っております。

1つは、監視カメラなどを何カ所かに設置して、常に不法投棄を監視していますとの意思表示をすることです。最後に、水と緑の町を標榜するわけですから、環境の浄化に取り組んでいただきたいと思います。ここでキャンペーン等が成功すれば、他の町道路線にもきっと効果が波及すると思います。

町長の考えを伺います。

○議長（仲亀佳定君）

若林一明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、今の若林議員の質問にお答えをいたします。

実は、私、たぶんご覧になったと思うんですが、私が2期目の公約の中にうたってあるんです。私もこの非常に汚れた地域を何とかしたいというのがありまして、これが本来ならば条例化して、かなり手厳しくやりたいと、そんな思いをしておりましたから、まさにこういう質問

が来たとき、これによって皆さんがどうするのか、またご判断をいただければありがたいと思っております。

それでは、ご質問にお答えいたします。

本町は、都市部に隣接した県境の山間地域ということもあり、不法投棄問題には常に悩まされております。昨年度は、南部警察署生活安全課のご協力の下、過去に不法投棄が集中する、県境の富士川両岸の県道に各1基、南部地内の町道に1基、計3基の監視カメラを設置いただきました。

町でも楮根南部線をはじめ、その他の不法投棄場所に不法投棄防止看板や鳥居の設置、ダミーではありますが、監視カメラの設置などの対策を講じてまいりましたが、一向に止まない状況であります。

議員がご指摘の空き缶、ペットボトル等、いわゆる「ポイ捨てごみ」は、一人ひとりのモラルの欠如から生まれるものでありますので、広報誌等を活用した周知活動に取り組ませます。

また、既存の監視カメラには、意思表示看板の設置はありませんので、直ちに切り掛かれるものから方策を取るよう指示いたします。

監視カメラ本体の設置等に関しましては、多額の予算が伴いますので、現在、既に設置されております路線を検証させ、費用対効果を含めて、検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、「水と緑が溢れる豊かな町」を目指す本町といたしましては、ごみのポイ捨て、不法投棄対策に、行政と町民が一体となって力を注いでいかなければなりません。そのためには、議会のご協力を仰ぎ、ポイ捨て、不法投棄などの防止条例等の制定を含め、町民に周知を図り、一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

町が何かとごみの不法投棄について方策を講じていることは理解できます。ごみを捨てる人、ポイ捨てをするような人は、産業廃棄物をトラックで持って行って捨てるというほどの罪の意識はないかと思います。人に見られていなければ、構わずポイ捨てをするわけです。町中や人目のあるところではやらないですから、ごみゼロ作戦で、今はたくさんのごみは拾えません。そんな状況でございます。

ぜひ、罰則を伴う条例を作ってほしいと思います。それを周知するだけでも効果はあると思います。

数多くの市でも、町でも、村でも、多くの条例、ごみの不法投棄を防止する条例等を作っております。

いろいろなところに参考事例があるわけです。しかも結構な罰則まで伴っておりますが、ぜひその条例を検討していただきたいと思います。

もう1つ、条例ができるまで、擁壁のガードレール、そういうところに投棄防止のための簡単なネットを張ることはできないか、できないとすれば、こういうごみ捨ては個人が自分の土地を守れというような表現もしておりますから、自らの土地への不法投棄を防ぐために、ガー

ドレールの杭を利用して、ネットを張ることは、個人的に可能かどうか、そのへんを2つ伺います。

○議長（仲亀佳定君）

若林一明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今、再質問の中で、非常に前向きと言いますか、かなり突っ込んだ形での申し出がありました。私も、できればそのくらいのことを、本当はしたいなと思っておりますが、これもみなさんとの話し合いの中で、どういう方向に持って行くかを決めたいと思っております。

最初の質問からの第2問をお話しますが、不法投棄に対する罰則というのは、廃棄物の処理および清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法に違反する行為となり、通常の場合は5年以下の懲役、1千万円以下の罰金、または併科が設けられておりますし、その他にも軽犯罪法、道路交通法、河川法施行令等でも罰則を設けております。

しかし、不法投棄に関しては、悪いことだと分かっている、犯罪とまで思っていない方、または空き缶やペットボトルなど、少量のごみのポイ捨て行為も不法投棄と同じであるということが分かっている方は、少なからずいると思います。

そのため、現在、町で考えている防止条例は、行政上の秩序維持を目的とした、軽微な義務違反に対して科せられる秩序罰的なものを考えており、当然のことながら規定に違反した者へは、措置命令を発し、その命令に従わない者へは処罰という流れになるかと思えます。

具体的な秩序罰の内容等は、今後、関係機関とも協議をしていかなければなりません、金銭的な罰則よりも例えばホームページなどで違反者を公表するなどの罰則を考えてもいいかなと思っております。

議員も述べられましたが、防止条例を制定し、町を挙げて取り組む姿勢を町内外に示すことで、ごみのポイ捨て、不法投棄の防止に対する意識効果はあるはずです。そのためにも、ごみのポイ捨て、不法投棄の防止条例等の制定に向けた準備作業への取り組みを指示いたします。

ごみの不法投棄は、全国の各地で問題となっており、各自治体が頭を悩ませております。本町の今後の取り組みとしましては、防止条例等を制定し、町内外に町の姿勢を示し、町民一丸となって、取り組んでまいりたいと思っております。

それから、先ほどネット等というお話がございました。このへんは、金額的なものがどのくらいか検討しまして、できることであるならば、また皆さんとの話し合いの中で、そういう方向に持って行ってもいいかなと思っております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

ただ、個人が例えばネットを張ることはいいかどうかということは、そのためにガードレー

ル、町の施設のガードレールに杭を立ててもいいかどうかということは、後でまたよろしくお願ひします。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、1 番目の質問を終了いたします。

次に、2 番目の質問を求めます。

7 番、若林一明議員。

○7 番議員（若林一明君）

2 番目の質問をさせていただきます。

本町は森林率も高く、資源は充実していますが、何分個人の所有面積は少なく、いわゆる森林経営を行っている所有者はほとんどいないと言っても過言ではありません。何かのために、家の財産として持っているのが実情であります。

木材価格の低迷の中では、里山の森林整備は進んでいません。昨今の異常気象がひとたび起これば、昨年の中沢のような土石流の発生が懸念されるところでございます。

全国的にこういう危機的な状況にある中で、森林環境譲与税の創設と相まって、森林経営管理法が制定され、森林所有者に自ら適切な森林経営管理を促すことになりました。

本町の所有実態では、森林経営管理集積計画を立てるための意向調査をしても、私は所有者自らが経営管理を表明することは期待できないと思います。その場合は、町が委託を受け、経営権を取り、再委託するか、または町が頑張るしかないと思います。

そこで以下について伺います。

譲与税で意向調査を行うことになっておりますが、どのような内容で行い、その進捗はどうなっているのか。

次に、意欲と能力のある森林経営者像をどのように考えているのか、森林組合のほか、3 つか4 つの林業会社がございますが、その意向調査を行っているのか。

次に、再委託できない森林に対する、管理経営の主体を、地区の財産区に行わせることを検討できないか。

次に、竹林の経営管理権も併せて行うべきと考えるがどうか。

最後に、バイオマスガス化発電所への原料供給に対する町の取り組み、これについてお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（仲亀佳定君）

若林一明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

若林議員のご質問にお答えいたします。

いくつかございますけれども、まず森林環境譲与税の意向調査について、どのような内容で、その進捗状況ということですが、その前に、この森林経営管理制度自体の業務の現状と今後のスケジュールについて説明した上でお答えしたいと思います。

今年度から始まったこの森林経営管理制度、町が1 年目に行った業務は、対象森林の抽出ということで、公有林を除く人工林で、森林整備がなされていない森林を抽出する業務を山梨県

森林協会に委託して、現在は行っております。

2年目の令和2年度には、全体計画の作成ということで、一定の区域ごとに、公益性や経済性を評価し優先順位を決定する業務を行います。ここまでが終了した時点で、優先順位を参考にしながら、意向調査を実施することになりますので、ご質問にある意向調査の進捗状況は、今の段階では0ということになります。

また、議員の質問に「所有者自らが経営管理を表明することは期待できない」とありますが、国は期待できないからこそ、この森林環境譲与税で、放置されている山林を整備するための財源を創設したわけです。ですから、この意向調査というのは、表明するかどうかの調査ではなく、自分の山を林業経営者に直接委託するのか、あるいは、町に管理を委託するのかを確認するための調査ということになります。

次に、意欲と能力のある森林経営者像をどのようにとらえているか、そして、森林組合や林業会社に意向調査を行っているのかというご質問ですけれども、これは、県が行う業務で、県は森林経営管理法に基づいて、意欲と能力のある森林経営体を選定する基準を示した公募要領等を策定し、毎年1回以上定期的に、30日以上期間を定めて公募することになっております。町は県の作成する、この企業リストに基づいて、4年目くらいから委託をする予定であります。

次に、意欲と能力のある森林経営者のリストにある会社と委託契約できない森林を、財産区に行わせることを検討とありますが、意欲のある企業と契約できない森林を、町内の地区の財産区が行うことは不可能であると思っております。

次に、竹林の経営管理権も財産区に併せて行うべきとありますが、そもそも、この経営管理権というのは、森林所有者の委託を受けた市町村に設定される権利のことであり、また、竹林に関しては、経営計画の森林の中に進入竹林があった場合には、委託された林業経営者が除伐することになります。

最後に、バイオマス発電所への原料供給に対する町の取り組みはということですが、この発電所の経営は、南部町バイオマスエナジーの子会社、南部町グリーンエナジーという企業が中心となって、森林組合や林業経営者で組織する協議会を立ち上げ、その中に、町も加わる中で、原料供給に対する協議を行っているところです。

町といたしましても、今後20年間、この発電所がスムーズに運営していくとともに、町の森林整備が進んでいくよう密接に連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

私の質問の文書が悪かったのか、制度の概要まで丁寧に説明していただきまして、ありがとうございました。

私も自分なりに制度を理解して、町の森林所有の現状、ちなみに町の森林を所有する林家は661戸ですが、10ヘクタール以下の所有戸数は86%であります。そういうことと地理的、地形的要因、それから現在の経済的要因等で、林家自らが森林管理経営をとった形をとるこ

とは厳しいし、今後、意向調査をすれば、結局は町が経営権を持たざるを得ないと思うから、今後の取り組みをどのように考えているか質問したわけです。

今年現状調査、2年後に全体計画調査、事業実施は4年後ということですが、千葉の町道脇の人工林が風によって相当長い間電気が来なかったというような状況を考えた場合に、そういうことを直すために出た譲与税ですから、喫緊の課題に対しては4年後では、そのスピードは多少遅いと思いますが、そのへんよろしくお願ひしたいと思います。

質問ですが、私は以前に不在村地主の方に、町に森林を寄付したいがどうかというようなことで質問をさせていただきましたが、ビシッと駄目ということでした。

町に要望するのはできないということでしたが、今後、このような地主が、団塊の世代がどんどん多くなって、その上が亡くなってしまって、所有形態も分からないような状況の中では、こういう森林を財産区が寄付を受けてやれば、財産区の中で、今、白鳥山とか、いろいろな財産区で、経営のような形でやっていますが、その程度の形の中でやっていければいいという形で、財産区の利用はどうかというような検討をお願いしたわけでございます。

そういうことで、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

若林一明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今、南部町にもいくつかの財産区がございます。そして、実際にどのような形で活動しているかという、なかなか思ったような動きもできない、高齢化も進んでいますから、それは当然これから考えるべきことかと思いますが、今の財産区の活用についての概略と言いますか、そのへんだけお答えをいたします。

森林環境譲与税を活用した森林整備については、今後、各森林所有者への意向調査後、町に管理を委託するという回答であれば、町が経営管理権を取得し、森林整備を行っていくことになります。

その際においても、森林所有者から町へ土地の所有権を委託するわけではなく、その森林所有者からの委託を受けて、立木の伐採や、木材の販売、造林や保育を実施することができる経営管理権のみ設定されることになります。

不在村地主所有の森林や、所有者不明である森林についても同様であり、意向調査をかけ、先ほど言いました不在村地主所有森林については、町内在住の森林所有者と同様に森林管理を委託したい回答があった場合には、町が経営管理権を取得し、管理をしてまいります。

所有者不明森林については、広告や山梨県知事の裁定等、さまざまな手続きを得た後、それでも所有者が不明な場合には、経営管理ができることになっております。

このように、この度施行された森林経営管理法においても、町へ土地の所有権は移転されませんので、ご指摘の所有権を財産区に移転し、財産区で対応するということとはできないものであると考えております。

この森林ばかりではなく、例えば今、廃棄といいますが、家屋がございます。これもなかなか町とすれば大変なことですが、このへんに関しては、今、だいたい国のほうでもいろいろな施策の中で考えておりますから、そういう形で町に対する助言というよりも、逆に後押し

があれば、同じようにこういう森林に対しても、そういう形になっていくのではないのでしょうかと思います。今の段階では、こんな形しか回答ができませんけどよろしいでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

7番、若林一明議員。

○7番議員（若林一明君）

最後に、バイオマスガス化発電についての質問で、いろいろ協議会をつくってやっていかれるということでもいいことだと思います。

ただ、悠長なことをしておりますと、ヤシ殻をメインの原料にされる可能性はあります。町の地域森林計画、この間、公告縦覧があったもので見させていただいたんですけど、ぜひ間伐由来の木材を使用すべく、譲与税の効果的な使用を望んでおります。

計画には面積も、数量も何も書かれておりませんでしたが、ぜひ頑張っていたきたいと思っています。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、若林一明議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、高橋茂広議員の質問を許します。

3番、高橋茂広議員。

○3番議員（高橋茂広君）

3番、高橋。通告書に従いまして、公園整備と利用促進について、町長に伺います。

本町には、10カ所の公園があり、その中には山梨花の名所に選定され、90種、約3万株のアジサイが咲き誇るうつぶな公園や、恋人の聖地に選定されている白鳥山森林公園をはじめ、恵まれた自然を生かした景観や、眺望が素晴らしい公園があります。

また、うつぶな公園、城山公園、西行公園、六地藏公園、森のオアシス公園は、美しい自然や、貴重な歴史的遺産を保全するとともに、住民の健全な心身と、明るく豊かな生活形成に寄与することを目的とした、南部町歴史公園になっています。

そして、これらの公園は、景観や憩いの場、子どもの遊び場としての機能のほか、地域住民のコミュニケーションやレクリエーションの拠点としての機能を有しています。

しかし、時代の変化とともに、町民が公園に求めるニーズや、満足度も変化してきています。

子育て世代は、親子で安心して行けて遊びやすく、魅力的な遊具のある公園の整備を求めています。

遊具が公園にあることで、子どもの外での遊びも増えていくと思います。外遊びは、基礎的体力の向上以外にも、子どもの健全な成長につながっていく効果がいくつもあります。

運動能力の低下、心の発達が問題視されている現状において、外遊びへの関心が高まっています。

近年、全国の公園で中高年が楽しむ遊具が増えています。ストレッチや、ツイスト、ジャンプ、屈折などの運動ができる大人用健康遊具です。少子高齢化で、子どもの公園利用者が減少する中で、中高年向け健康遊具を設置し、健康増進および住民の交流の場として公園が活用さ

れています。

町民の財産である公園が、時代のニーズから取り残されず、本来の機能を果たせるように、憩、遊ぶ、運動、健康、防災など、多角的な観点からの公園整備と、利用促進について伺います。

1点目として、アルカディア南部総合公園スポーツセンター横の遊具等が老朽化のために撤去され、場内も整地されていますが、遊具等の子どもの遊び場整備の計画があるのか伺います。

2点目として、ウエルシアに隣接するリバーサイドパークの自由広場があまり利用されていないようですが、利活用推進のため町民のニーズに沿った公園や遊び場整備の考えも必要と思いますが、町長の考えを伺います。

3点目として、昨年12月定例会の一般質問において、西行公園の遊具は撤去する方向との回答でありましたが、公園管理を含む今後の方針を伺います。

○議長（仲亀佳定君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、高橋議員の質問にお答えをいたします。

今回、議員ご質問の公園整備と利用促進につきましては、建設当時、その場所の文化や環境、住民ニーズなど、何かしらの目的があって、建設された公園ばかりだと思います。しかし現在は、遊具・トイレ等現状を維持している状況となっております。どの公園におきましても整備年数が20年以上経過しており、遊具においては毎年、定期点検を実施しながら少しずつではありますが、修繕、塗装などを行っております。町としましても老朽化した遊具を利用者のニーズにあった物に交換するなど、「魅力ある・遊びたくなる公園」を視野に入れながら管理していかなければなりません、一部の公園では利用者の利便性に欠けるような立地条件のところもございます。

また、老朽化した遊具の更新も検討すべき時期にきておりますが、大変高額な費用を要するため、そこまでは至っておりません。

3点のご質問ですが、関連がありますので併せまして回答させていただきます。

まず、アルカディア横の公園遊具撤去につきましては、利用者の皆さまには大変、ご不便をおかけしておりますが、アルカディア運動場奥の中部横断道建設残土の一時置場を利用した多目的広場と、現在、ウエルシア裏側を財務省から借地し、「リバーサイドパーク」の名称で町が維持管理している土地を利用した新たな公園整備計画であります。

多目的広場は、国土交通省から河川占用している場所であるため制約がありますが、全面芝生張りの多目的公園として計画しております。

リバーサイドパークは、一部ドッグランとして使用しておりますが、残りの部分については未使用の状態となっておりますので、今後、財務省と協議しまして令和2年度に計画、令和3年度に整備・供用開始したいと今のところ考えております。整備にあたりましては、「町民の皆さまが親しめる憩いの場、他町からも人が集う公園」をコンセプトとして計画していきたいと思っておりますので、完成までもうしばらくお待ちいただきたいと思います。

最後に、西行公園の遊具におきましても撤去していく計画に変更はありませんが、安全性が

確保できる遊具につきましては、いずれかの公園へ移設再利用していきたいと考えております。
以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、高橋茂広議員。

○3番議員（高橋茂広君）

3番、高橋。今、併せて答弁をいただきました。まとめてみますと、まずアルカディア運動場奥の残土の一時置き場に、河川占用のため制限があるが、全面芝生張りの多目的公園として計画していると。また、ウエルシア裏のリバーサイドパーク内広場については、財務省と協議をして、令和2年度に計画し、令和3年度に整備、供用を開始したいと考えています。

次に、整備に当たっては、町民の皆さまが親しめる憩いの場、他町からも人が集う公園をコンセプトとして計画していきたいと思いますということです。

また、西行公園の遊具は撤去し、使える遊具はいずれかの公園へ再利用とすると、そういう答弁でした。

そこでまず最初に、西行公園ですが、遊具が撤去された後、どのように有効利用していくのか、また、西行公園だけでなく、ほかの既存公園についても、今現在、あまり有効利用されているとは言えないと思います。

そこで、町民の皆さんや観光で来られる方々に親しみを感じてもらい、また賑わいが創出されるような公園の整備と管理に、ぜひ努めていただきたいと思います。

次に、公園整備計画について、1点、再質問をさせていただきます。

町は、公園整備に当たり、町民の皆さまが親しめる憩いの場をつくるために、どのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（仲亀佳定君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

最後の質問ですけど、これは我々が考えるよりも、実際に使う人たち、お母さん方たちの意見が必要ですから、それはまた広報等、もしくは何かで意見を募りまして、その上でそういう形に持っていきたいと思っています。

今いくつか、例えばウエルシアの裏側、それからアルカディア聖苑の前ですが、一応計画はやります。ただ、ある程度の期間を言いましたけど、そこまで順調にいけばの話ですから、若干の差異が生じるかもしれませんけれども、そのへんだけはご理解願いたいと思います。

私も前から言っていますように、お子さんたちが遊べる場所が欲しいというのは、いろいろな意見を聞いています。しかし、ウエルシアの後ろには、普通の公園ではなくて、もっと人が呼べるような形、いくつか構想があるんです。ただそれに相当かかるんです。そのへんのことも考えながら、一番いい方法、できればそういう形に持っていきたいと考えております。

そんなことでよろしいでしょうか。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

3番、高橋茂広議員。

○3番議員（高橋茂広君）

3番、高橋。今、質問として、町民の皆さまが親しめる憩いの場をどのように取り組んでいくのかということでしたけど、私が考えた答弁とほぼ似ているんですけど、私が思うには、町民懇談会やワークショップなどを開いてもらって、町民の意見、要望をできるだけ取り入れた公園整備が必要ではないかと考えています。

行政は町民の目線に立ち、町民の皆さんには、自分の町をつくるという視点を持ってもらって、町民の皆さんと共同で公園の整備をしていく。これが一番、公園整備について、町のいろいろな形についてもベストな方法ではないかと思っております。

余談ですが、これは先週の町長もいらした説明会で確信したんですけど、ここまでやらないと町民の皆さんは納得しないですね。やはり説得より納得ですから、納得してもらって、何の整備もそうですけどやってもらえば、いろいろなクレームも来ませんし、いいことづくめだと思います。

ですからぜひ、町民の皆さんが納得できるような公園整備をしていただきたいと思います。

最後になりますけど、子どもたちをはじめ、町民の皆さんも楽しみに待っていますので、ぜひ町長にしっかりした町の将来を見据えた中で、町民の皆さんと共同して南部町にふさわしいコンセプトにあった公園の整備をしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、高橋茂広議員の一般質問を終了いたします。

次に、8番、市川強議員の質問を許します。

市川強議員の質問は3問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

8番、市川。

3問ありまして、まず1問目です。

買い物難民について。

買い物難民、買い物弱者とも言いますが、昨今の小売店舗の閉鎖、高齢者事故対策の運転免許返納により、南部町でもご多分に漏れず、多くの買い物難民が発生していると思われます。

そこで1番、買い物難民と把握している地区と人数は。2番、買い物難民に対して行っている対策は何かあるのか。3番、買い物難民に対して民間で行われているものをどの程度把握しているのか。4番、道の駅とみざわの説明のときに、買い物難民対策を提案していたが、その後はどうなのか。

以上の4点の回答を求めます。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

市川議員の質問にお答えをいたします。

買い物難民について、4つほどございますが、まず、市川議員の最初の質問の、買い物難民についてですが、国の法律においては、この買い物難民の定義というのは明確化したものは存在しません。また、農水省や経産省などで、それぞれ独自の定義を設けておりますが、この定義に基づいて、町内の買い物難民の地区と人数をカウントすることは困難であります。今回は、平成30年度、商工会が民生委員のご協力のもと、町内高齢者世帯から聞き取り調査を実施しておりますので、その調査結果として、買い物に不便を感じている割合が地区別に出ておりますのでそれを話したいと思います。それによれば、井出・十島・佐野地区と、朝日・富士見・元宿・新宿地区は、回答者の半分以上が不便との回答でした。

次に高かったのは、中野・本郷・成島・柳島・南部・大塩地区と、向田・御堂・皐月・徳間地区の回答者の約3割の人が不便と回答し、残りの地区におきましても、2割前後が不便を感じるという調査結果でありました。

そういったことに対して、町が行っている現在の対策としては、町内の商店で買い物をする交通手段として、1回500円を助成するタクシー券の福祉タクシー事業や、町営バスを一律100円で利用できる制度があります。また、社会福祉協議会で行っている「ちょっくりボランティア」による買い物支援サービスと、配食サービス等があります。この4事業は、大きな意味で、買い物難民対策にも通ずる事業だと認識しております。

次に、民間事業者の把握についてですが、商工会による南部町サービスシール店会加盟店への聞き取り調査によると、食料品・衣料品を扱う小売業者9店のうち、すべて無償サービスで、購入商品を配達している店が9店、買い物に来た人を自宅まで送迎するサービスを行っている店が7店、移動販売が2店、電話等で商品の注文があった場合、別の店の商品も合わせて届ける御用聞きが1店ということでありました。

それ以外に、町外から魚や果物などの移動販売の車が一部地域を回っているということも聞いております。そのほか、生協の宅配業者で、おうちCOOPとパルシステムがあり、弁当の宅配業者は、宅配クック123があります。

以上が、今現在、町で把握しているものですが、具体的に店の名前は公表しないでほしいということですので、ご理解賜りたいと思います。

最後に、道の駅とみざわでは、サービスの一環として、富河・万沢地域にお住まいの移動手段のない方や、重い商品を購入された方を対象に、道の駅の職員が無償で配達・送迎サービスを実施していると聞いております。今後町は、買い物難民と言われる人が増加していく中で、5年・10年先を見据え、町内事業所・商工会など関係団体と連携を密にし、この買い物難民対策と商店の活性化対策を連動させるような施策を進めてまいります。

まず最初の答えです。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

ちよっくりボランティアによる買い物支援サービスの実績はどのくらいあるのか。2点目、道の駅とみざわの配達・送迎サービスの昨年4月からの実績はどのくらいあるのか。

一昨年11月に行われました道の駅とみざわの全員協議会の資料によりますと、500万円の指定管理料の100万円を買い物支援事業研究に充てると説明がありました。その説明によりますと、道の駅とみざわを拠点とした町内住民への買い物支援体制の基盤を構築するため、調査・研究を行い、今後の少子高齢化が進行する地域属性を考慮する中で、町民ニーズに応えるべく、宅配サービスや送迎サービスなどのシステム構築について研究を行い、町民の買い物環境サービス向上から町民の集客を図りますとありますが、送迎サービス、送りはしていると思うんですが、迎えをしているのか。

他の町では地域おこし協力隊などが移動販売事業に支援して、地域の買い物弱者の手助けをしてもらっているが、そのような考えはあるのか、以上、お聞きいたします。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ちよっくりボランティアによる買い物支援サービスの実績についてですが、対象者が1名で昨年5月から今年1月までの延べ回数は27回となっております。月ごとで見ると多い月は6回、少ない月は1回となっていて、月平均にすると3回程度となっております。

次に、道の駅とみざわの配達送迎サービスの実績でありますけれども、配達サービスの延べ回数は年間約60回、月平均3回から5回ほど実施し、多い月では約10回程度だそうです。

また、送迎サービスについては年3回程度です。ただし、各サービスは職員が動ける場合に限って対応をしているとのことです。

次に、買い物支援事業調査研究に充てる指定管理料の中の100万円の内容説明であります。道の駅とみざわの指定管理予定者を南部町商工会とする町の提案について、議員の皆さまにご理解いただけないとのことで、昨年12月の議会全員協議会で指定管理予定者の事業説明会を開催していただき、商工会によるプレゼンテーションの内容を、商工会から議員の皆さまに直接聞いていただきました。

その折、商工会からの説明では、中部横断自動車道開通後の国道52号線の交通量減少に伴う観光客や町外者の来店客数減少により、売り上げは大変厳しくなることが予想されるため、売り上げ減少による全体費用として、500万円の指定管理料をお願いしたいということで、買い物支援事業調査研究など、新たな事業展開を充実しながら運営していきたいという商工会からの説明でありました。

昨年11月の議会全員協議会において、議員の質問に対して、財政課長が新たな事業の内訳を聞かれ、買い物支援事業調査研究に100万円など、指定管理料500万円の内訳を説明いたしました。商工会の説明にもありましたように、新たな事業に対して500万円を使うのではなく、全体費用としての指定管理料500万円であり、財政課長が指定管理料の根拠について、商工会の提案を勘違いしていたという説明したものであり、私の指導が至らなかったことも含め、この場で訂正し、お詫びを申し上げたいと思います。

なお、買い物支援事業調査研究については、先ほど説明したように、配達・送迎サービスを実施していること、イベント開催による道の駅とみざわ1カ所で買い物ができる環境の整備構築など、経費をかけずに対応できることを積極的に行っているとのこと。

最後になりますが、他の町では地域おこし協力隊などを移動販売車事業に支援してということですが、今現在、町としては民間等の移動販売車事業に対して補助金等による支援は考えておりませんが、今後、商工会とも連携し、地域の要望や先進例を調査する中で、どういう方法が効果的か慎重に協議を重ねていきたいと思います。

特に、冒頭話しましたが、中部横断自動車道ができることによって、かなり売り上げが落ちております。今後、商工会とそのへんのことは当然認識にあるでしょうから、しっかりとこの対策を取っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

町長は先ほど、昨年の議会と言いましたが、一昨年ですね。平成30年11月ですから一昨年です。

この全体で500万円ということで、内訳の金額は誤りであったとか、誤解であったということで了解いたしました。

先週の木曜日、身延町議会を傍聴いたしまして、一般質問の中で、早川町ではJAと協力して、週に2～3回、JAが巡回して買い物難民のために役立っているということなんです。その車は町が購入して、JAに貸し与えているということです。そのような考えはありませんか。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今、唐突な質問ですから、私がこの場で簡単にお答えすることはできませんけども、早川町がそういう形で成功しているのであれば、それはJAとも話をしながら、その車は町でというような、それも1つの視野に入れておきたいと思います。

その後の状況を聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

2番目です。

中野企業誘致と木質バイオマス発電について。

中野の企業誘致とアルカディア体育館倉庫横の木質バイオマス発電所のチップ工場につい

て伺います。

中野地区の企業誘致は清和海運株式会社が土地を購入し、来年度には建築に着工すると思われます。いつごろ着工予定なのか。建築する場所は敷地内のどのあたりに立ち、建築場所により付近の住居に影響が出ることも考えられますが、それはどうなのか。

3番、地域住民には会社が県に申請前に説明会はあるのか。

4番、木質バイオマス発電所の本体場所は体育館横ですが、チップ工場の建設予定地が二転三転していると思われます。

現状はどうか、以上、4点の回答を伺います。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、中野の企業誘致と、アルカディア体育館倉庫横の木質バイオマス発電所についての質問にお答えいたします。

1番目・2番目・3番目のご質問につきましては、これは民間企業の営利活動に関わることでありますので、私から一般質問の答弁としてお答えすることは差し控えさせていただきますが、現在知り得る情報についてお知らせさせていただきます。

まず着工の時期ですが、これにつきましても、清和海運の方針に沿って進められるものでありますので、私が明言することはできません。

次に、建設位置や周辺への影響についてのご質問であります。この件に関しても、あくまで清和海運さんが建設主体でありますので、私から申しあげることにはできませんが、近隣住民からのご要望などにつきましては、企業側にこれからしっかりと伝えてまいります。

次に、地域住民への説明会ですが、町が企業誘致した土地へ立地すること、大規模開発行為にあたること、隣接地に住宅があること、県や町から産業立地事業費助成金が交付される予定であることなど、関わりも大きいものですから、町としても関心も高いことから、先週、3月6日に、町主催で説明会を開催いたしました。

そして、その中で私は、この事業は町としても必ず成功させたいと、強い思いを地域の皆さまにお話しさせていただきました。今後のスケジュールや、建設規模につきましては、立地企業の関係者の皆さまにご足労いただき、お話していただきました。

そのときに市川議員もいましたけども、この間来た人たち、あるいは皆さん方がこういう要望等があったらお知らせしてほしいということを言いました。近々その近隣の人たちの要望等があると思いますから、その中で町としてもできる限り、それに応えていきたいとは思っております。

いずれにいたしましても、議員のお尋ねのような内容も含め、住民生活に影響があると判断した内容につきましては、今後、正確な情報が得られ次第、地域の皆さまや、議会にもお知らせしてまいります。

次に、木質バイオマス発電のためのチップ工場の建設予定地の現状についてのご質問ですが、こちらも民間企業の営利活動に関わる内容といえますが、アルカディアスポーツセンターへ無償での熱供給や、災害時の電力供給など、公民が連携して進めていくこととし、一体的に取り

組んでいる事業でありますので、お答えさせていただきます。

本日の山日の新聞にも起工式の模様が載っており、そこにも書いてありますが、木質バイオマスガス化発電所の燃料となる、チップ工場を運営する南部町グリーンエネルギーに確認したところ、柳島の共栄南部生コンの工場があった敷地を予定しているとのこと。

前に議員さんのほうから、「建設予定地が二転三転している」とのことでありましたが、その認識に齟齬が生じているようでありまして、検討した候補地は、共栄南部生コン跡地以外に、もう1カ所ありましたが、現在の場所に決定したとのこと。最初の候補地が駄目だったので次の候補地ということではなく、総合的に判断した結果、建設適地と判断したとのこと。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

3月6日の説明会は、私も出席いたしました。町はたぶん会社のほうに要望は伝えてあったと思うんです。ただ、会社のほうがそれをどのように受けたかは分からないんですが、会社が付近住民にアポイントを取ったというか、話をしたのは説明会の3日ほど前という話でした。

その中で、付近の住民も日照時間については諦めているような感じになったんですが、その中で日照時間が冬至のときに一番近い住宅は2時に日陰になる。4時の時点で14軒の住宅が日陰になるということですね。

日照時間は民間企業ですから、争ってもどうにもならないんですが、その前にやはり住民感情として半年くらい前から、「このような建物を建てる」そのような説明が地区住民にあってもいいと思うんです。その中で、アルカディアのプールに熱供給を行うということなんですが、現在の重油の負担はどのくらい下がるのか。一応、企業誘致に町が要望を伝えたということなんですが、どのようなことを要望したのか。以上、2点お願いします。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

最初の質問の、中野の工場に対する説明会の話、3月6日にやったと言いました。私、あの時点でお話をしたんですが、実は私自身ももう少し早く話をしたかったんです。ところが、結局業者のやることです。業者としてもちゃんとしたことを皆さんにお伝えしなければいけない。私が途中でこのくらいの規模ですよ、こうですよという話になると、それがいろいろ人から人への話で、本当に間違った方向にいったしまった場合には、逆に町民感情として、これは大変だということで、変な方向にいったら困るものですから、これはある程度しっかりした答えをいただいた上で説明会をしろと、そういう形で私は説明しました。

ですからこの間のところも、たぶんそれに対する質問等がまた来ると思いますから、それに関しては町としてできることはしっかりと、今後対応をしていきたいと思っております。

いずれにしても、この事業は町にとっては本当に大きな事業でありますし、これを成功することによって、雇用の面からはじまりまして、南部町が本当に大きく飛躍する事業だと思っていますから、ぜひ議員さん方からも積極的なご支援を願いたいと思っております。

次に、アルカディアへの熱供給量と重油の負担減はいくらかという質問であります。現在、アルカディアの温水プールの平均温度は約28度から30度前後で保っているようです。まだ実際に稼働はしておりませんが、試算段階ですが、発電所からの熱供給により、この温度で年間を通じて保温することができるようになるということです。ですから、すべてそちらで賄えるようになると思います。ですので、この発電所が稼働している限りは、この保温状態を保てるとお聞きしております。

またそれに伴い、重油の負担としては、こちらも試算段階ですが、年間の約半分の量で足りるのではないかと、そういう話を聞いております。

いずれにしても、実際に稼働してみないことには、確実な数字は提示できませんが、あくまでも現時点の試算段階での数値ですので、それだけお聞き願いたいと思います。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

この間の6日の住民説明会で、住民の方から要望がありました、交通環境問題、防災環境問題、あと台風の風などの問題、このようなことを企業側にしっかり町として伝えてもらいたいと思います。

あと、チップ工場の建設予定地の説明も、区にも詳しい説明がなく、近隣住宅3～4軒ほどに2月に説明と日程予定を話したそうです。これらの会社にも、まず区として、住民が納得できるような説明を町から進めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

チップ工場に関しましては、結局町が「ここでやりますからお願いします」ということは、それは相手が企業ですから、企業がやる仕事です。

もちろん、町のほうからも住民が納得するような形での説明をしてくださいということは、申し上げます。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、2番目の質問を終了いたします。

次に、3番目の質問を求めます。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

総合会館は、1979年に建築され、築41年で老朽化により取り壊しの方向だということ、総合会館は、栄地区の災害時に380人の避難所として指定されています。また、町内の多く

の団体から、毎日のように利用されています。

そこで、災害時の避難所はどうなるのか。2番、利用団体はどうするのか。倉庫と使っている荷物はどうなるのか。3番、総合会館がなくなるなら、文化ホールだけになり、多くの駐車場も必要ないのではないのか。富河地区には活性化センターや、農村改善センターと多くの利用者が使える施設があるが、南部栄地区にはなくなることになる。小さくてもよいが、小会議室など新たに造れないのか。地区住民からの声はないのか。利用者説明会はあるのか。以上を伺います。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

いくつかの質問がございましたから、私のほうからお答えをいたしますが、総体的な話になりますから、個別にもし抜けているところがあれば、改めて言っていただければ、私のほうから回答いたします。

まず1つ目の、災害時の避難所はどうなるのかについてですが、現在、総合会館は指定避難所として指定しており、災害時の収容人数も380人を想定しております。ただ、以前から耐震性に問題があることも指摘されておりました。

避難所の問題につきましては、東海地震や南海トラフ地震などの大地震が発生した際には、多くの皆さまが避難所生活を送らなければならないことが予想されます。この場合には、アルカディア体育館を主な避難所として考えていますが、それでも足りない場合は、各小中学校の体育館や校舎、その他公共施設も避難所として使用することになるかと思えます。

ただ、現在の総合会館は、台風など大雨の際には内船地区住民の一時避難所として利用していますので、取り壊しにより利用できなくなった場合には、分庁舎の防災室あるいは和室などを活用し、避難者の受け入れを考えていきたいと思っております。

次に、2つ目の利用団体はどうするのか、倉庫と使っている荷物はどうなるのかという質問ですが、定期的な利用団体につきましては、先月の2月5日に集まっていたき、総合会館の現状と今後の活動について説明会を行いました。その際、皆さんの要望等ということで期間を1カ月待ちまして、2月いっぱいまで待ったんですが、なかなか新たな意見はありませんでしたので、既存施設への移行については、おおむね了承をいただいたものと、こちらでは考えております。

荷物につきましては、主に内船歌舞伎保存会、火祭り太鼓振興会の備品等になるかと思いますが、こちらも最初は、旧富河中学校を代替施設と考えていましたが、もう1つの案とすれば、今現状ある総合会館から文化ホールに行く間にスペースがありますから、そこを見ましたら、十分それで足りるのではないかと思います。これはまた計算をし直しますが、そこであるなら文化ホールに近いものですから、歌舞伎の皆さんも非常にやりやすいのではないかと思います。

それから、文化ホールで行うイベントでは、近隣の方々以外は自家用車でお越しいただいている方が多くて、本年度は、駐車場の不足から、休館中でありましたなんぶの湯の駐車場を利用させていただいたりしていた状況ですが、駐車場の確保は間違いなく必要であると考えてお

ります。

会議室等につきましては、今のところ新たに造る予定はございませんが、これは、たぶん議員、ご存じのように、1つの建物を造るとなると相当の金額が必要になります。それは、今、考えている中では、これから優先順位がありますから、余裕があればそれは作らなければいけないかもしれませんが、それは町民の方に相当のご負担を強いますから、それは極力避けたいなとは思っております。

総合会館の取り壊しにより、今まで文化ホールと総合会館を連携していたイベントなどで不都合が生じる可能性があることや、総合会館利用者からの要望により、分庁舎事務室を会議室として利用できないか、先ほど同じことを言いましたが、これは間違いなく今、検討を進めております。

極力皆さんが使いやすく、なおかつ新たな財源が必要とならないような、そういう形での政策を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

2012年6月と、2016年12月議会に、私は一般質問をしておりますが、総合会館は大きな地震に対して、耐震性はないと言っておりますので、総合会館を取り壊しすることには賛成です。

それですが、大雨などの一時避難時に、分庁舎の二間くらいでは到底足りないと思うんです。避難所は、やはり大きくくりの広い空間でなく、狭いほうがプライバシーとかにおいて有効と考えておりますが、その狭い空間、段ボールで仕切るとかですね。

栄地区には小学校以外に大きな収容所もなく、災害時には徒歩で避難することも考えられるので、アルカディアでは高齢者には困難と思われます。どのように考えますか。

○議長（仲亀佳定君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

確かに現状では、いざ災害があった、あるいは大雨があったときに、全員を避難させるのはなかなか大変なことです。各市町村を見ましても、全員がそれに対処できるかと言ったら、それは無理な話でして、そのへんのことは極力、今、現状のもので何とかしていきたいと思っております。

最悪の場合には、常日頃知り合いの方は、数日間ですから、ぜひそこに一時しのぎをしていただくとか、そういうことをすれば、何とか対処できるのではないかと思います。

まず、大雨時の一時避難所として、分庁舎の防災室と和室の2間では狭く足りないではないかというご質問ですが、今まで台風等において総合会館へ避難をしてきた方は、普段であれば10名前後でありました。

ただ、昨年の台風19号の際には72名の方が避難されてきましたので、総合会館の取り壊し後につきましては、そのときの状況によりますが、1階ならびに2階にある会議室や、ロビー等の利用も勘案しながら、対応をしていきたいと考えております。

次に、避難所は大きくくりの広い空間ではなく、狭い間が多いほうがプライバシー、他においても有効であると考えがどうかというご質問ですが、これは前の各避難所の生活を見ていまして、間違いなくそれは言えていることです。ですからこれは、実際の避難等の際に、広い体育館等を避難所として利用することに対するご意見とか、ご質問だと思いますが、以前に議員からの質問に答弁させていただきましたけれども、段ボールの仕切りや、段ボールベッド等の備蓄を検討しておりますので、これはプライバシー保護等に対しましても、こちらで順次対応していきたいと考えております。

それから、災害時にアルカディア体育館を避難所とした場合に、徒歩で避難することも考えられる高齢者には、困難と思われるがとのお話ですが、いざ地震等の災害が起き、長期の避難所を開設する場合には、栄地区に限らず、高齢者の方や、要援護者の方々の避難所への移動等については、災害対策本部において、町でやるのか、または自治会等をお願いするのか、そのときの状況によりまして、相談して行っていかなければならない事案だなとは思っております。

以上です。

○議長（仲亀佳定君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

昨年ですか、アルカディアに、段ボールの仕切りを作ってほしいと言いました。2011年3月11日2時46分に東日本大震災が起りまして、あの時に体育館に逃げた方々の声は、プライバシーがほしいということでした。やはり段ボールは検討しているということですので、段ボールの仕切りなど、早急に用意してもらいたいと思います。

よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（仲亀佳定君）

以上で市川強議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第9 山梨西部広域環境組合の設立に伴う、山梨西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

組合規約第5条および第6条第1項の規定により、1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

山梨西部広域環境組合議会議員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、山梨西部広域環境組合議会議員選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

5番、望月光彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、山梨西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたしました5番、望月光彦議員が、山梨西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5番、望月光彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第10 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご意義なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日火曜日には、文教厚生常任委員会、12日木曜日には総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は、2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに、2階大会議室にご参集くださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後3時00分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年3月9日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

高 橋 茂 広

会議録署名議員

若 林 良 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

滝 基 成

令和 2 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 23 日

令和2年南部町議会第1回定例会（第2日目）

議事日程（第1号）

令和2年3月23日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・開議
3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出議案審査の委員長報告・質疑

日程第3 町長提出議案の討論・採決

議案第1号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定について

議案第2号 南部町附属機関設置条例の制定について

議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

議案第4号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第5号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 南部町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第7号 南部町奥山温泉条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 南部町青少年旅行村条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 峡南広域行政組合規約の変更について

議案第10号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第6号）

議案第11号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第12号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）

議案第13号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）

議案第15号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算
（第2号）

議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算

議案第18号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計予算

議案第19号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計予算

議案第20号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和2年度南部町介護保険特別会計予算

議案第 22 号 令和 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号 令和 2 年度南部町睦合財産区特別会計予算

議案第 24 号 令和 2 年度南部町富沢財産区特別会計予算

議案第 25 号 令和 2 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第 26 号 令和 2 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算

日 程 第 4 閉会中の継続調査等について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	木 内 秀 樹	2 番	遠 藤 高 芳
3 番	高 橋 茂 広	4 番	若 林 良 一
5 番	望 月 光 彦	6 番	小 泉 昇 一
7 番	若 林 一 明	8 番	市 川 強
9 番	望 月 藤 一	10 番	堀 之 内 可 和
11 番	遠 藤 光 宣	12 番	仲 亀 佳 定

5. 欠席議員(0名)

6. 会議録署名議員

5 番	望 月 光 彦	6 番	小 泉 昇 一
-----	---------	-----	---------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町 長	佐野和広	教 育 長	芦澤和彦
代表監査委員	若林泰文	参 与	望月一弥
会計管理者 (兼) 出納室長	望月 浩	総務課長	小倉弘規
財政課長	遠藤良彦	企画課長	望月一希
税務課長	佐野彰紀	交通防災課長	稲葉芳幸
子育て支援課長	佐野 勝	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住 民 課 長	四條理恵	産業振興課長 (併) 農業委員会事務局長	梶原 猛
建設課長	望月一臣	水道環境課長	渡辺雄治
健康管理センター所長	仲 亀 哲 也	デイサービスセンター所長	青木正和
アルファセンター所長	遠藤 成	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	市川 隆
生涯学習課長 (兼) 公民館長・文化館長 (兼) アルカディアスポーツセンター所長	木内一哉	税務課長補佐	渡辺 基
建設課課長補佐	望月文広	交通防災課課長補佐	若林安彦

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 滝 基 成

○議長（仲亀佳定君）

皆さん、おはようございます。

定例会2日目の会議にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、各常任委員会に引き続き、小学校、中学校卒業式への出席、ならびに万沢小学校、富河小学校閉校式への出席と、連日、大変ご苦労さまでございました。

新型コロナウイルス感染症予防対策により、卒業式では時間短縮、規模縮小、出席者制限などで、いつもの卒業式とは異なり、一抹の寂しさを感じた次第ですが、無事卒業式が執り行われ、出席できなかった皆さんもきっと祝福してくださっていることと思います。

また、20日には万沢小学校、富河小学校、両校の閉校式も規模縮小でありましたが、厳粛に執り行われ、創立以来140有余年の歴史の幕を閉じ、閉校への寂しさは言葉には言い尽くせないものがありますが、これまで両校の発展にご尽力賜りました多くの皆さまに感謝申し上げますとともに、子どもたちの未来が一層穏やかなものでありますよう、心から願うものであります。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重かつ闊達な審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、2日目のあいさついたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年南部町議会第1回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（仲亀佳定君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において5番 望月光彦議員および6番 小泉昇一議員の両名を指名いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第2 常任委員会に付託しました町長提出議案に関する、審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会、若林一明委員長。

○総務建設常任委員長（若林一明君）

総務建設常任委員会の審査報告を行います。

本委員会は、令和2年3月12日、木曜日に開会し、午前9時から午後3時12分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長の私、若林一明、小泉昇一副委員長、望月藤一委員、望月光彦委員、遠藤高芳委員、木内秀樹委員、仲亀佳定議長。

執行部からは、企画課、交通防災課、財政課、税務課、産業振興課・農業委員会、建設課、総務課、議会事務局の各課長、事務局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、総務建設常任委員会に付託された14件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり、可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容につきましては、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたしますのでご了承ください。

報告書をご用意ください。

はじめに、企画課関係です。

3ページ、議案第10号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第6号）、歳入、最初の、

問 15ページ、13款1項1目4節お試し住宅使用料について、お試し住宅の利用状況は。

答 今年度は現在までに1組3名、6日間の利用です。

次に5ページ、議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算、歳出、最初の

問 42ページ、2款1項4目7節報償費のふるさと納税返礼品について、返礼品の1つに

なんぶの湯の入浴券や道の駅の買い物券等を扱うことは可能か。

答 来年度からの返礼品について、現在、見直しを行っております。具体的には生タケノコや地元製茶事業所の製品、本来の趣旨である地域を応援する観点から、南部の火祭りへのふるさと納税、障害者支援の観点からあじさい工房やふきのとうで制作している製品、なんぶの湯の入浴券等を検討しています。

次に、交通防災課関係です。

6ページ、議案第10号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第6号）です。

歳入歳出、最初の、

問 14ページ、13款1目2節町営バス使用料の21万8千円の減額の要因は。

答 毎年前年度収入をベースに予算を計上しています。毎年乗車人員数が減っており、一昨年から昨年までは約3千人、今年度は1,500人減っています。減っている要因は高齢化等で、バスの利用者が減っていることや、高校生などの利用も減っているのが原因かと思えます。

次に、7ページ、議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算、歳入、2つ目の、

問 31ページ、21款5項4目1節雑入の交通災害共済事務加入推進委託金について、加入状況は。

答 平成29年度分より、個人情報などの観点から、個人での申し込みとなりました。今年度の加入率は47.8%です。昨年度と大体同様でした。また、加入者は3,694人です。南部町の加入状況は良いほうですが、県全体では低いため、今年度町村総合事務組合で会議を行い、内容の見直しを図り、令和3年4月以降、見舞金等の値上げを行い、テレビのCM等も実施して、加入促進していく方針です。

次に、財政課関係です。

11ページ、議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算、歳入、最初の、

問 16ページ、2款3項森林環境譲与税について説明を。

答 森林環境譲与税の3,600万円は、昨年台風15号等において、倒木による停電等

の被害が拡大したことをはじめ、近年森林の保水力が低下したこと等により、洪水氾濫など甚大な被害が発生しており、森林の整備の促進が喫緊の課題となったことを踏まえ、国が譲与税を前倒して増額するということになりました。当初の令和2年度計画では、国の予算総額が200億円だったのですが400億円と倍になりました。県の推計でも2.1倍となる見込みです。

続いて、税務課関係です。

13ページ、議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算、歳入、最初の

問 15ページ、1款1項2目法人税が前年度と比較して600万円くらい減額となっているがなぜか。

答 減額の要因は2点あります。1点は中部横断道の事務所の撤退を見込んだものです。もう1点は、法人関係の税法の改正があり、本年10月以降の決算を迎える法人に対し、税率の改正があり、それに伴う減額です。

続いて、産業振興課・農業委員会関係です。

15ページ、議案第10号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第6号)、歳出、4つ目の、

問 35ページ、5款1項3目19節負担金、補助及び交付金の有害鳥獣防除用施設設置補助金について、移動式のわなの設置は、要望があればしてもらえるのか。

答 当初予算ではわなを移動するための予算を計上してありますので、実施したいと思います。ただし、移動式も大型でありますので、1年に1カ所程度を見込んでおります。

問 サル用捕獲囲いわなによる捕獲頭数は。

答 富士峰9頭、内船上富岡21頭、万沢上代47頭、本郷原間1頭、成島中村28頭で、合計106頭です。

16ページ、議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算、歳入、最初の、

問 32ページ、21款5項4目1節雑入、道の駅なんぶ指定管理者町納付金2,300万円、その他指定管理料を払っているが、町納付金の予定は。

答 道の駅なんぶについては、3億8千万円の売り上げに対して、2,300万円計上してありますが、道の駅なんぶとなんぶの湯以外の指定管理施設については黒字は見込めないと思います。

次に、建設課関係です。

21ページ、議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算、歳出、最初の、

問 87ページ、5款2項3目12節委託料、今回、新規の管理委託料200万円について、今後は林道の使用が多くなると思われるが増額は可能か。

答 今回新たに業務委託として計上させていただきました。町道と同じように台風などの突発的な崩落等の除却は業務委託で行いたいと考えております。事前に1年間を通して、各業者に業務委託契約をさせていただき、その出役費用ということで使用します。また、予算額使用済みとなる際には必要に応じて増額補正させていただきます。

22ページ、歳出3つ目の、

問 95ページ、7款2項2目14節工事請負費の町道改良費1億2,840万円について、越渡御屋敷線だと思うが、工事の今後の予定を含めて説明を。

答 町道越渡御屋敷線改良工事であります。令和2年度は土留法面部分の121メートルの改良延長工事を行いまして、土留の部分に関しては完了予定です。今後は、令和3年、4年

にかけて路側部分の改良と舗装の改修を行い、国土交通省におきまして、一方通行を解除するための国道部分の右折レーンの新設改良をお願いしていききたいと思います。令和4年度に供用開始をしていきたいと考えております。

次に、総務課・分庁舎・万沢支所関係です。

23ページ、議案第1号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定についてです。
問 昨年、参与の報酬の面で協議し、今の額に決定したわけだが、今現在の年間収入と新たな秘書政策監の給与の説明を。

答、現在の給与につきましては、31万5,100円となっております。年収にしますと546万円となります。また、勤務については、週4日ですが、今回は常勤の勤務を想定しております。給与は一般行政職の6級85号給41万200円を想定しております。年収では704万5千円となりますので、100万円以上上がることになります。これまでの特別職といいますと、本町では副町長58万円に対して、おおむね70%くらいです。で、年収でいいますと300万円程度低くなります。特別職といいますと、町長、教育長がおられますので、その下での6級の課長クラスと同等になります。

以上で、総務建設常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

委員長報告が終わりました。

若林委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

若林委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会、市川強委員長。

○文教厚生常任委員長（市川強君）

文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和2年3月10日、火曜日に開会し、午前9時から午後3時4分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査をいたしました。

出席者は、私、委員長市川強、若林良一副委員長、遠藤光宣委員、堀之内可和委員、高橋茂広委員、仲亀佳定議長。

執行部からは、教育長、総務課長、教育委員会、住民課・医療センター、税務課、水道環境課・環境センター、子育て支援課、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンターの各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、文教厚生常任委員会に付託された14件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり、可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。
質疑の内容について、別冊の文教厚生常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。
報告書をご用意ください。

はじめに、教育委員会関係です。

4 ページ、議案第 10 号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）、歳出、2 つ目の
問 各学校の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事費について、1 人 1 台パソコン
で新たなシステムを構築すると説明を受けたが、各学校への指導者はどう考えているのか。

答 学校 ICT 環境でハード面を整備しても、それを使いこなすスキルを先生方に身に付けて
いただくことが必要であります。すでに南部町では、平成 29 年度に ICT 環境の整備
に着手しており、その事業の一環として教育センターに ICT 支援員を配置し、各学校を
巡って指導に当たっております。今後も、ICT 支援員の活用を進めていくつもりです。

次に、7 ページ、議案第 17 号 令和 2 年度南部町一般会計予算、歳出、6 つ目の、

問 11 ページ、9 款 3 項 1 目学校管理費、14 節の工事請負費の冷暖房設備設置等工事費
と防犯カメラ設置工事費について説明を。

答 冷暖房設備設置工事費は、特別教室の音楽室にエアコンを設置するものです。防犯カメ
ラは、グラウンドと東西の出入りに設置し、教職員の目が行き届かないところをカバー
するために 4 台設置します。それを職員室で 4 分割のモニターで見ることができます。

次に、住民課・医療センター関係です。

11 ページ、議案第 17 号 令和 2 年度南部町一般会計予算、歳出、最初の

問 54 ページ、2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、12 節委託料のシステム改修委託料に
ついての説明を。

答 現在、住民基本台帳に係る部分については、すでに情報連携が図られ、該当事務それぞ
れについてデータが確認できる状態で使われていますが、今後、戸籍についても連携が図られ
ます。そのためシステムの改修が必要ですので、新規の予算となりました。

13 ページ、議案第 20 号 令和 2 年度南部町国民健康保険特別会計予算、南部診療施設勘
定、歳入歳出最初の、

問 77 ページ、1 款 1 項 1 目 18 節負担金、交付及び補助金の医師派遣費負担金 300 万
円について説明を。

答 身延山病院への医師の派遣および急患の受け入れ、検査等、病院との連携を図ってもら
うための病院への負担金です。

次に、水道環境課・環境センター関係です。

15 ページ、議案第 10 号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）、歳入 3 つ目の、

問 16 ページ、14 款 2 項 3 目 3 節環境衛生費補助金について、一度補助金を使って入れ
て、再度申請で壊れた場合にもう使えないのか。

答 国の制度では補助金は出ません。しかし、町としては補助基準額全額ではありませんが、
町単独で補助金を交付するよう、要綱の改正を行っております。ただしその場合の業者は、
町の業者になります。

次に、17 ページ、議案第 17 号 令和 2 年度南部町一般会計予算、歳出 2 つ目の、

問 78 ページ、4 款 1 項 4 目 18 節負担金、交付及び補助金の浄化槽設置整備事業費補助
金について、更新の場合は国や県の補助金はないが、町からの補助金が若干出るというこ

とだが説明を。

答 来年度の補助金についてお答えします。居住用の住宅についてですが、はじめに、新規に浄化槽を設置する場合ですが、5人槽48万2千円、7人槽60万1千円、10人槽79万5千円となります。次に、更新の場合ですが、町内業者による設置が条件で5人槽15万円、7人槽18万7千円、10人槽24万7千円の補助金額となります。

次に、子育て支援課関係です。

20ページ、議案第10号 令和元年度南部町一般会計補正（第6号）、歳出、最初の、

問 31ページ、3款2項1目13節委託料の、放課後児童保育事業委託料について、利用人数とコロナウイルス関係での対応は。

答 登録者約130名いまして、長期休暇中は2施設合わせて約50名の児童が利用しております。今回、コロナウイルス関係で利用している児童は、2施設で約30名となっております。

次に、21ページ、議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算、歳入、最後の、

問 31ページ21款5項3目3節の現年保育所給食費の園児分372万6千円の説明を。

答 幼児保育無償化に伴いまして3歳以上が対象で、69名となります。全体の園児数は103名となっております。なお、副食費については4,500円を徴収しております。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンター関係です。

26ページ、議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算、歳出、最初の、

問 58ページ3款1項1目13節使用料及び賃借料の福祉タクシー使用料の利用状況について説明を。

答 平成30年度は利用者が1,398人中、申請者444名の方が利用し、288万5千円の利用実績で、令和元年度は対象者1,480名中申請者481名の方が利用し、280万円の利用見込みです。

問 初乗り料金にする計画は。

答 令和2年度より対象者を80歳以上から75歳以上に引き上げることを優先し、予算も前年度対比で100万円ほど増額となっております。

次に、28ページ、議案第21号 令和2年度南部町介護保険特別会計予算、歳入歳出、最後の、

問 128ページ3款3項4目12節委託料の生活支援体制整備事業委託料の説明を。

答 社会福祉協議会へ委託している事業で、ちよつくりボランティア事業です。利用登録者41名、ボランティア45名です。令和元年度2月までの実績で182件、主な依頼は話し相手、家事全般、ごみ出し、草取りなどです。

以上で、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（仲亀佳定君）

委員長報告が終わりました。

市川委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

市川委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、常任委員会委員長の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（仲亀佳定君）

日程第3 町長提出議案の討論・採決を行います。

最初に、討論を行います。

まず、議案第1号から議案第8号までの、条例の制定・改正の8件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告がありますので、まず、原案に反対する方の発言を許します。

8番、市川強議員。

○8番議員（市川強君）

議案第1号、反対討論。

南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例について反対いたします。

議員の皆さん、振り返れば2年前の平成30年3月議会での参与職の条例について、皆さんは41万円では高いから、再任用職員の最高額31万円でよいとのことで賛成したはずですよ。思い出してください。忘れてはいないと思います。

現在の参与の勤務状態が、今の規制の中で適切でないとのことで、参与から常勤への特別職を設置したことについてですが、このことについては致し方ないと思います。ですが、2月27日の全員協議会の席において、町長は私の秘書の給料はどう変わるのかという問いに対して、今までと対して変わらない。課長職より1千円ほど高いだけとの回答。そこで、現在の再任用職員6級の額の参与給料31万5,100円より1千円ほど高い額なら納得できる金額と思いました。

9日の議会初日の補足説明によると6等級85号41万200円で、町村職員の最高級と分かりました。ここにいる大部分の課長より多い金額とのこと。

また、12日の総務建設常任委員会での総務課長の答弁によると、現在の参与職の年俸は31万5千円×16.5×ボーナス特別給15%増し、約600万円弱との回答で、新しい秘書職は41万200円×16.5、676万8,300円とのことでした。その場で私は計算しましたが、参与職は541万1,843円、課長は541万円を600万円弱との回答、普段は数字に対して1円単位も間違えることのない適切に答える課長が、60万円もの差額を出した回答はどうしてでしょうか。不思議でした。

委員会で発言権のない私は、委員会終了後と17日の2回にわたり、課長に金額を問い合わせたところ、2度の訂正を終えて、正確な数字に訂正されました。参与職は541万円、秘書政策監は704万円となります。差額はなんと163万円にもなります。

町長を補佐し、適正かつ効果的な行政運営を図るためといいますが、職務分掌も分からず、どのような決定権も不明な職に、このような多額な給料は必要ないと思います。

2年前よりの参与職、それがたった2年で月10万円のベースアップとなるのです。町民の税金より払われます。このコロナ不況年と後世に言われることになる令和2年において、信じられないことです。この議案は、町民の理解は特別に得にくいと思われます。2年前を思い出してください。皆さんが賛成した参与職を、議員の資質が町民から問われる議案だと思います。

議員一人ひとりが、自分の考えをもち、検討してもらえることを思い、1票でも多くの反対票の賛成を期待して、私の反対討論は終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（仲亀佳定君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番、望月光彦議員。

○5番議員（望月光彦君）

それでは、議案第1号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定について、反対討論がありましたので、賛成の立場で討論いたします。

まず、本条例は議案を付託した総務建設常任委員会で、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決していること。今回、設置する秘書の職は、これまでの時短勤務ではなく、常勤職となりますので、これまでの給料と比べ、決して高いとはいえず、適正で適当であると考えます。副町長を置かない本町にあっては、町長を補佐する秘書政策監を置くことは、極めて有意義であると考えます。

何よりも、今回の条例制定の論点は、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行によるもので、現行の職務を遂行するために新たな条例に移行し、引き続き町長を補佐し、町の適正かつ効果的な行政運営を図るため、必要な職であると認識しているところであります。

この条例により、これまでの非常勤ではなく、常勤特別職の秘書政策監として、町のために職務に専念していただけるものと考えております。

冒頭申し上げましたとおり、委員会審査において全会一致で可決すべきものと決していることは、大変重い審査結果であり、本条例に反対する要素は全く見受けられないと考えます。

私としては、常勤特別職である者の管理職と同等程度に位置付けられることは、何ら問題なく、本条例は適正であると考えます。

以上のことから、南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定については、私の賛成討論といたします。

○議長（仲亀佳定君）

以上で、議案第1号から議案第8号までの討論を終結いたします。

次に、議案第9号 峡南広域行政組合規約の変更についてを討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第9号の討論を終結いたします。

次に、議案第10号から議案第16号までの、令和元年度補正予算7件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第10号から議案第16号までの討論を終結いたします。

次に、議案第17号から議案第26号までの令和2年度当初予算10件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第17号から議案第26号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、議案第1号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号 南部町附属機関設置条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号 南部町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号 南部町奥山温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号 南部町青少年旅行村条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号 峡南広域行政組合規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第10号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号 令和元年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号 令和元年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号 令和元年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号 令和2年度南部町一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号 令和2年度南部町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号 令和2年度南部町指定居宅サービス特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第21号 令和2年度南部町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第23号 令和2年度南部町睦合財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号 令和2年度南部町富沢財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号 令和2年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算につい

てを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号 令和2年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（仲亀佳定君）

日程第4 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和2年第2回定例会の会期の決定及び所管事務審査・調査について、お手元に申出書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長等からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長等からの申出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については、決定されました。

お諮りいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

令和2年南部町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

議員の皆さまは、控え室にご参集ください。

閉会 午前10時25分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年3月23日

南部町議会議長

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

望 月 光 彦

会議録署名議員

小 泉 昇 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 滝 基 成